

設置の趣旨等を記載した書類

上越教育大学 大学院学校教育研究科 教育実践高度化専攻
(専門職学位課程)

国立大学法人 上越教育大学

目次

1	設置の趣旨及び必要性	1
2	研究科，専攻等の名称及び学位の名称	10
3	教育課程の編成の考え方及び特色	10
4	教育方法，履修指導，研究指導の方法及び修了要件	15
5	教育課程連携協議会について	17
6	基礎となる学部との関係	18
7	取得可能な資格	20
8	入学者選抜の概要	20
9	教員組織の編成の考え方及び特色	21
10	施設・設備等の整備計画	23
11	管理運営	24
12	自己点検・評価	24
13	認証評価	25
14	情報の公表	25
15	教育内容等の改善のための組織的な研修等	26
16	連携協力校等との連携・実習について	28

1 設置の趣旨及び必要性

1-1 本学の使命及び大学院学校教育研究科の目的

(1) 本学の使命

上越教育大学（以下「本学」という。）は、学校教育学部初等教育教員養成課程、大学院学校教育研究科専門職学位課程（以下「教職大学院」という。）及び同科修士課程（以下「修士課程」という。）、大学院連合学校教育学研究科（博士課程）並びに附属学校園（幼稚園、小学校、中学校）を擁する教員養成系単科大学である。本学の使命は、学校教育に係る諸科学の研究を推進するとともに、教育者としての使命感と教育愛に支えられた豊かな教養、高い学識及び優れた技能を合わせ備えた有為の教育者を養成することにある。ミッションの再定義においては、大学院教育の重点化を目指し、現職教員の再教育を行う中核的な機関として、大学院学校教育研究科を中心に学校現場に密接に関連した実践的な教育研究を行うことを基本的な目標としている。

(2) 大学院学校教育研究科の目的

大学院学校教育研究科の目的は、学校教育に関する理論と応用を教授研究し、広い視野に立つ精深な学識を授け、教育にたずさわる者の使命と熱意に応え、その研究研鑽を推進するとともに、初等中等教育の場において教育研究を創造的に推し進めることのできる能力と高度な実践的指導力を備えた有為の教育者を養成することにある。

特に教職大学院においては、多様化、複雑化する学校課題に対して、高度な専門性と教科等固有の知識を背景とした教科理解、あるいは先行諸科学で得られた理論に基づく教育実践を展開し、その効果をエビデンスに基づいて検証することのできる教員を養成することと、当該能力の一層の深化と充実を図ることを目的とする。

1-2 大学院改革の必要性

(1) 本学を取り巻く社会的動向

1) 「新学習指導要領の全面実施」において求められる教員の専門性

新学習指導要領の全面実施にあたり、いわゆる、内容中心の教育課程から資質・能力を中心とする教育課程へと大きく舵が切られ、その資質・能力は、「知識及び技能」「思考力・判断力・表現力等」「学びに向かう力、人間性等」という3つの柱に整理された。その実現にあたっては、学校教育を学校内に閉じず、地域の人的・物的資源も活用し、社会との連携及び協働により実施を図る「社会に開かれた教育課程」が重視されている。また、学校全体で児童生徒や学校、地域の実態を適切に把握し、教育の目的・目標の実現に必要な教育内容等の教科横断的な視点での組立て、実施状況の評価と改善、必要な人的・物的体制の確保などを通して、教育課程に基づく教育活動の質を向上させ、学習の効果の最大化を図る「カリキュラム・マネジメント」の確立を図ることが求められている。さらに、各教科等の指導に当たっては、児童生徒の主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を行うこととされている。児童生徒が自らの主体的な関心に基づいて課題を探究していく新しい学習をデザインするためには、教員の側にも課題を設定し、その解決に向けた探究的活動を体験することが必要不可欠となる。このように「社会に開かれた教育課程」を重視し、「カリキュラム・マネジメント」の確立を図り、児童生徒の主体的・対話的で深い学びの実現に向けて授業改善を行うためには、初任段階を含めて全ての教員に、これまで修士課程で培ってきた学問的な深い知識・理解に基づく教職や教科等に関する専門性に加えて、学校内や地域の教育活動を俯瞰する広い視野と学校現場の複雑かつ多様な課題の解決を図る実践的指導力が求められている。

教職大学院設置以降の約10年間で、急激な人口減少により、少子高齢化、児童生徒数の減少、学

校規模の縮小化が起こっている。その対策の一つとして、小中一貫教育の取組が進められている。例えば、本学が立地し、これまでも特に多くの教員を輩出してきた新潟県において、小中一貫教育を導入している学校数を小学校について見ると、平成29年度の21校が令和2年度には52校へと、4年間で約2.5倍に増加した。また、児童生徒数の減少は学級規模の縮小となり、新潟県では学級編制の弾力化に係る制度改正で児童生徒の実態を考慮した少人数学級(市町村教委からの要望)となり、そのための教員は市町村費負担の講師として採用されている。「教員不足」の問題も深刻な状態にあり、教員の大量採用による採用倍率の低下、それによる講師不足による弊害等が生じている。新潟県では学力の面での地域差があり、指導主事だけでは足りず、教科指導に長けた加配教員により授業改善を進めている。現状を考えた時に、全県に教科の指導力に卓越した教員をバランス良く配置するといった原点に帰ろうという発想がある。このように、教育現場でのニーズは、学級経営や学校運営のみならず、学校時間の大多数を占める教科指導の時間をどう充実させ、児童生徒の学力の確固たる基盤を作り上げていくかという点にもある。

教員の資質能力向上に係る当面の改善方策の実施に向けた協力者会議「大学院段階の教員養成の改革と充実等について」(報告)(平成25年10月15日)においても、高度専門職業人としての教員養成機能は、今後、教職大学院が中心となって担うことから、国立の教員養成を主たる目的とする修士課程については、原則として教職大学院へ段階的に移行する方向が示され「教科の取扱いや実習の在り方などを含めた教育課程の更なる充実」が教職大学院の今後の課題の1つとして示された。また、「教員需要の減少期における教員養成・研修機能の強化にむけて—国立教育養成大学・学部、大学院、附属学校の改革に関する有識者会議報告書—」(平成29年8月29日)(以下「有識者会議報告書」という。)においては、より具体的に、国立の教職大学院における教科領域の導入に当たっては、「教職大学院の設置の根幹とも言うべきスクールリーダーなど幅広く指導性を発揮できる教員の養成機能は引き続き維持・発展させつつ、これに加えて、各教科等において、新学習指導要領で「①知識及び技能」「②思考力、判断力、表現力等」「③学びに向かう力、人間性等」の3つの柱に基づいて整理された資質・能力を児童生徒に身に付けさせることができるような教育活動を展開できる教員の養成に努めるべきである」と、その具体的な方向性が示された。

2) 特別支援教育を巡る状況の変化

少子化に伴い、小学校の学級数は全体として減少してきている。その内訳を学級別に見ると、単式学級と複式学級は減少しているが、特別支援学級のみは増加してきている。全国的に見ると、平成28年度から令和2年度の5年間で、特別支援学級数は1.24倍となり、令和2年度の学級全体に占める割合は18%となっている。同様に新潟県の状況を見てみると、5年間で特別支援学級は1.32倍となり、学級全体に占める割合は22%となっており、いずれも全国の数値よりも高くなっている。新潟県・新潟市教育委員会ともに教員採用選考において、特別支援学校教諭の普通免許状を取得している又は取得見込みの場合、第1次検査において加点の対象とされており、特別支援学級の増加に伴い、特別支援教諭の普通免許状を取得している教員が求められている。特別支援教育の免許状の取得は、個に応じた教育に対応できるということの証でもある。平成24年12月の文部科学省「通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査結果について」によれば、小学校・中学校の通常の学級に6.5%程度の割合で、学習面又は行動面で著しい困難を示す児童生徒が在籍している。このように、通常の学級にも、学習面又は行動面で著しい困難を示す児童生徒が在籍し学んでいることを考えれば、そうした児童生徒への特別な支援や合理的配慮にあたる「チーム学校」のリーダーとしての役割を担うことも期待できる。令和3年1月の中央教育審議会「「令和の日本型学校教育」の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～(答申)」においても、全ての教師に求められる特別支援教育に関する

専門性として、「障害の特性等に関する理解と指導方法を工夫できる力や、個別の教育支援計画・個別の指導計画などの特別支援教育に関する基礎的な知識、合理的配慮に対する理解等」が挙げられており、「多様な教育的ニーズのある子供がいることを前提とした学級経営・授業づくりに生かしていくことが必要である」とされている。

3) GIGA スクール構想に向けた対応

今般の新型コロナウイルスの感染拡大は、学びを保障する手段としての遠隔・オンライン教育に大きな注目を集める結果となった。一方、先進校での実践事例も積み上がってはいるが、一般校への波及はまだ十分ではない。むしろ、先進校の実践との格差も明らかになった。ICTを活用した授業実践に関する資質・能力については、Zoom等の遠隔での効果的な学習指導の在り方も含めて、教員養成系大学としてどのように具体的に育成していくのかも重要な検討課題となってきた。

現在、子どもたち一人ひとりに個別最適化され、創造性を育む ICT 環境の実現に向けて「GIGA スクール構想」などの取組が進められている。GIGA スクール構想の前倒しで「一人一台端末」が令和2年度中に実現することとなり、これからの学校において求められる「個別最適な学び」を進めるために、学校教育を支える基盤的なツールとして ICT を活用することは、もはや全ての教員に必要不可欠な資質・能力の一部となってきた。特に学校現場と大学が連携を図り、理論と実践を往還する実践的な研究活動を通して、ICT を効果的に活用するために必要となる教師の専門性を格段に高めることは、これからの教職大学院の重要な課題の一つでもある。

(2) 社会的動向に対する本学教職大学院の課題

平成31年4月には、『21世紀を生き抜くための能力+α（人間力、教育実践力、学び続ける力）』を備えた教員の養成を推進するために、教育研究体制を整備し、教職大学院と修士課程の協働に基づく「地方における学校教育の維持・発展をトータルに支援する教員養成系拠点大学」の構築を目指して大学院の改組を行った。特に小学校英語、プログラミング教育、グローバル・総合学習、ICT・情報、道徳・生徒指導等、現在の学校現場が抱える新たな教育課題、先端教科への対応等を図るために、「教育臨床コース」と「教育経営コース」の2コースであったコースを「教科教育・学級経営実践コース」「先端教科・領域開発研究コース」「学習臨床・授業研究コース」「現代教育課題研究コース」の4コースに再編し、入学定員も60名から170名へと大幅な増員を行った。しかしながら、各教科領域は、学校教育深化コースとして、また特別支援教育コースは、発達支援教育コースとして修士課程に留まり、教職大学院への移行準備として、実習科目「課題研究フィールドワーク」（4単位）を取り入れる改革を行った。上で述べた社会的動向に対応するために、今回の改組により、各教科領域の全てのコースと特別支援教育コースを教職大学院に移行することで、教員養成を担う修士課程は、全て教職大学院へ移行する。そして、「学校支援プロジェクト」を中核とする本学教職大学院の理論と実践の往還を実現する教育課程において展開し、これまで修士課程で培ってきた学問的な深い知識・理解に基づく教職や教科等に関する専門性に加えて、学校内や地域の教育活動を俯瞰する広い視野と学校現場の複雑かつ多様な課題の解決を図る実践的指導力を育成することで、教員養成・研修に対する社会的ニーズの変化へ対応するとともに、本学教職大学院の一層の充実を図る。

(3) 社会的動向に対する本学教職大学院の対応

1) 教科の専門性を取り込んだ教員養成を可能とする改革

現在、本学教員のうち、約半数（教員140名中、60有余名）が教科を専門とするコースに配置され、教科を中核とした研究と指導を修士課程において行ってきた。小学校高学年から導入が検討されている教科担任制をはじめとして、どのように教科に関する基礎学力を保証し、その力を高めていく

のかは古くてなお新しい学校現場の課題である。

教科には、実践知を重ねるだけでは解決できない当該教科固有の方法知・内容知があり、その方法知・内容知は教科の高い専門知と密接にして不可分な関係性を有している。本学では、こうした専門知を有する約半数の教員を教職大学院に配置することによって、教科固有の方法知・内容知をどう現場での指導に活かしていくのかの実現を図る。加えて、専門知を研究のみならず、「学校支援プロジェクト」における実践と結びつけることによって、理論と実践の往還をいかに実現していくのか、そして、そのことはこれまでの教職大学院にどのような新たな価値を付加していくことにつながるのかという点での知見を、有数の規模を誇る教員養成系大学院大学として国内外に示すことを改革の一つの目的とする。

2) 特別支援教育に対応可能な教育体制に改革

前述の通り、今や全ての教師に特別支援教育の専門性が求められている。これまで本学では修士課程発達支援教育コース特別支援教育領域において、5領域全ての特別支援学校一種・専修教員免許状取得のための授業を開設してきた。また、修士論文の作成を通して、特別支援教育やインクルーシブな教育の理念及び実施状況、発達障害や重複障害等を含む全ての障害種を対象とした当該児童生徒の心理・行動特性等の理解、的確なアセスメントに基づく指導の方法や内容、個別の指導・支援計画の活用等について実践的、研究的な視点から教授するなど、教師の専門性向上に関するニーズに添えてきた。今後はこれまで教授してきた内容を、特別支援学校や特別支援学級、通級による指導担当教員に限らず、通常の学級の教員が行う各教科等の授業づくりにも活かしていく必要がある。

そこで、特別支援教育に関するコース・領域を教職大学院に設置し、上記の課題に向け、専門的知見に基づいた授業を実践できる教員を養成するとともに、他のコースにおいても当該コース・領域の講義を受講し、アドバイスを受けることができる体制とする。

3) 教科等横断的な学びに対応可能な教育組織への改編

平成29年改訂小学校並びに中学校学習指導要領では、教科等横断的な視点に立った資質・能力の育成が目指されている。この改訂によって、小学校・中学校の現場では、総合的な学習の時間を中核にししながら、教科等横断的な視点で教育課程の編成をすることが求められた。具体的には、まず、育成したい資質・能力を踏まえ、これらを育むための学習内容や学習活動を構想し、各教科等と結び付けながら、社会に開かれた教育課程を編成する力が必要になる。これを実現するために、教師には、教科等に関する幅広い知識と深い理解が求められると同時に、教科の枠を超えた教科等横断的な学びへの展望も必要になる。上越地区の小学校・中学校は、生活科・総合的な学習が始まった時期には開発的な実践研究に取り組み、その成果を積極的に発信してきた。そうした実績を踏まえ、本学では、平成31年度改革の際に創設した「教科横断・教科実践開発」領域を大幅に拡充する。そして、カリキュラム・マネジメントをはじめ、総合的な学習の時間、グローバル教育をも視野にいたした「教科横断・総合学習」領域を新設し、各教科との連携・協力を図りながら開設科目の拡充と充実を実現し、こうした教育現場のニーズにも細やかに対応していく。

以上のことから、令和4年度については、多くの担当教員を新たに教職大学院に配置し、大学における講義と学校における実習を一体として、教科における専門性と教科の枠を超えた教科等横断的視座と発想を持ち合わせた教員の養成を行えるように改革する。

4) Society5.0に対応した教員養成体制を可能とする教育課程への改革

現在、子どもたち一人ひとりに個別最適化され、創造性を育むICT環境の実現に向けて「GIGAスクール構想」などの取組が進められている。先進校での実践事例も積み上がってはいるが、一般校への波

及はまだ十分ではない。むしろ、先進校の実践が高度化すればするほど、一般校との乖離が顕著になってくる。そのため一般校の教員が新たな実践を試みようとする意識が失われる危険性がある。

そこで、国立の附属学校では唯一 Apple 認定校 (Apple Distinguished School) に認定された本学附属中学校等の取組を基にしなが、学部、大学院が一体となって Society5.0 に対応可能な ICT 教育スキルを獲得できる教育課程にするとともに、学校支援プロジェクトにおいて、それらの知見を連携協力校へも波及させていく。

5) ミドルリーダー層の減少と若手教員の離職率の上昇への対応

平成 20 年度に設置された教職大学院では、以下の 3 つを柱として取組を進めてきた。

- ① 協働力：現職院生と学卒院生が協働して学び、学校実習で現場教員とも協働する。
- ② 臨床力：先行研究の成果に裏打ちされた知見に基づいて学校課題への対策を探る。
- ③ 即応力：「協働力」及び「臨床力」を基に、学校実習を展開し、効果を検証する。

上記を実現するため、本学は学術研究業績と学校現場等における実務業績の双方を有する教員を揃え、学生を指導してきた。

しかし、社会の変動は激しく、学校教育現場におけるミドルリーダーは減少するとともに、若手教員の離職率は上昇している。例えば、中央教育審議会における「これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について～学び合い、高め合う教員育成コミュニティの構築に向けて～(答申)」(平成 27 年)によれば、「第 2 次ベビーブーム世代の子供たちに対応するため採用された教員が大量に退職する影響や、ミドルリーダーとなるべき年齢層の教員が相対的に少なくなることなど、学校組織における年齢や経験年数の不均衡化が加速していくことが予想される」ことなどが指摘されている。加えて、文部科学省が行った学校教員統計調査によれば、全国で平成 30 年度に採用された各校種教員のうち 431 人(離職率 1.42%)もの教員が 1 年以内に退職しており、前年度に比べ 73 人の増加は平成 11 年度以降で最多であった。本学大学院修了生における都道府県別公立学校等教員就職者は、令和元年度実績で、1 位新潟県(43 人)、2 位東京都(20 人)、3 位神奈川県(16 人)、4 位長野県(12 人)、5 位埼玉県(9 人)、6 位富山県(8 人)であった。新潟県、長野県の依願退職者はなかったものの、東京都では 89 人(離職率 3.27%)、神奈川県 7 人(0.67%)、埼玉県 26 人(1.57%)、富山県 9 人(3.10%)となっており、全国と同様な傾向を示す都道府県へ、教員として就職している。

退職理由は多岐にわたるが、ミドルリーダー等による適切な支援の減少、教科等の授業に不安を抱え、的確な授業を自信をもって展開できないなど、若手教員の力量形成には一定の不安が付きまといっている。特に、教科指導に関わる授業時間は児童生徒が学校で過ごす時間の過半を占めるものであり、学習者の納得のいく理解を授業の中でいかに導けるのかは若手教員にとって喫緊の課題といってもよいだろう。そうした現状に鑑みたとき、豊富な経験に基づく実践知を備えた実務家教員に加え、各教科の教育方法並びに教育実践学を専門とする教科教育に関わる研究者教員を新たに、そして多く教職大学院に配置することが必要である。

本学には、こうした教科教育に関する専門知を有する教育系大学院屈指の教員が在籍し、これまでその各教科の学びを活かした実践理論の研究を継続的に行ってきた。令和 4 年度の改革では、これら教科教育専門の教員を新たに教職大学院に配置することにより、実践知に加え、そこに専門知を組み込んだ往還のシステムを作り上げる。また、高度な教科教育の専門性を活かした授業理解を学習者理解、学級経営に接続させる。そのシステム構築の一例として、カリキュラムでは各教科教育の専門教員が連携して行う科目を、新たに共通科目の第 1 領域(教育課程の編成及び実施に関する科目)に開設し、教科横断的・学年縦断的学びの基礎を修得する。それに加えて、第 2 領域(教科等の実践的な指導方法に関する科目)においては、特定の視点から教科全体を俯瞰した複合科目を数多く開設することで、第 1 領域の学びとあわせ、より深い教科横断的・学年縦断的学びの応用や展開を修得できる

カリキュラム構成とする。このカリキュラムは、3)で示した令和4年度に拡充・新設される「教科横断・探究的学習」分野並びに「グローバル・総合」分野のみならず、全学的な視野と連携のもと構成される。加えて、各教科固有の理論知も網羅できるようそれぞれの教科に「プロフェッショナル科目」を配置することで発展的な学びの実現をも視野に入れている。「共通科目」が教職大学院に在籍する学生が必ず履修する科目であるのに対し、「プロフェッショナル科目」は、各コース別選択科目として開設するもので、各コースの専門性に応じて、学校支援プロジェクト等における実習を省察し解決策を検討する際の理論的裏づけとなる、多様な専門的知見や知識について学ぶことを目的としている。

1-3 社会的動向を踏まえた大学院改革の必要性

(1) 改革に向けた準備状況

本学は、多様な人々と協働しながら教育現場の課題解決に向けて実践していくことができる教員を育成することを目的に、平成20年度に教職大学院を設置した。その当初から、「協働力」を主軸とし、講義・演習・実習等の全てにおいて、現職教員院生と学卒院生の協働による学びを実現してきた。多くの教職大学院では、現職教員院生用の講義・演習と学卒院生用のそれを分ける教育課程を基本としている中で、本学の教育課程は共に学ぶことにより「協働力」を育成する特徴的なものである。この教育課程によって中堅教員と協働できる若手教員、若手教員と協働できる中堅教員を養成してきた。

平成31年4月には、『21世紀を生き抜くための能力+ α （人間力、教育実践力、学び続ける力）』を備えた教員の養成を推進するために、教育研究体制を整備し、教職大学院と修士課程の協働に基づく「地方における学校教育の維持・発展をトータルに支援する教員養成系拠点大学」の構築を目指して大学院の改組を行った。この改革を通して、教員養成・研修に対する社会的ニーズの変化へ対応するとともに、令和4年度改革も見据え、地域と連携して教職大学院の定員増に対応するため実習環境を整備し、あわせて修士課程に共通科目と実習科目を設定して、教科領域等の教職大学院への移行に向けた指導体制を整備した。特に、実習環境を整備するため、平成30年7月には、近隣4市（上越市、妙高市、糸魚川市、柏崎市）の教育委員会及び校長会の協力を得て、「学校実習コンソーシアム上越」を設立し、地域全体で学校実習を支える体制を整えた。

また、本学は主要教科（特別支援を含む。）の免許を全て取得できる体制を整えており、平成29年度からは、教職大学院にも教育職員免許プログラムを導入し、多様な免許を取得することを可能としている。なお、平成31年度からは、免許を持たない者であっても教職大学院への入学を可能とし、教育職員免許プログラムにより修了時に専修免許を取得できるようにした。

(2) 令和4年度大学院改革の必要性

本学は開学以来、地域の学校との良好な関係を維持しており、例えば、学部の教育実習においても約9割を附属学校ではなく、近隣4市を中心とする新潟県内の学校園で行っている。そのような実績を基に、教職大学院の学校実習も近隣4市の連携協力校で行っている。これを実現できる要因としては、地域の学校に本学大学院の修了生が多数勤務していることが挙げられる。これにより、学術研究に関する専門的な用語や知見について、改めて説明せず実践現場に導入し、周囲の教員へ伝えていくことができる。さらに、実践現場で起こる様々な事象について、学術研究の分析的な視点に基づいて大学教員と協働できる条件が整っている。さらに、これまで教職大学院の研究成果を「学校支援プロジェクトセミナー」等で、連携協力校をはじめとした地域の学校現場等に向けて発信し、学校現場に研究成果として還元することを受け入れる環境が整っている。

こうしたことにより、学校現場から本学教職大学院に寄せられる期待は大きく、学校支援プロジェク

トによる連携を希望する学校は増えており、そのテーマも多様化している。しかし、現在の教職大学院の収容定員 340 名では、5 人程度を 1 チームとすると 60~70 チーム程度が限界である。したがって、令和元年度に連携希望のあった 91 校のうち、26.4%にあたる 24 校は、連携協力校となることができない状況であった。

これらの理由により、本学においては、今まさに、全学的に教職大学院へと移行する機が熟したと言える。よって、令和 4 年度から、基本的に、教職大学院への全面移行を行う必要がある。

(3) 大学院改革の基本方針

激動する社会的動向と本学の使命及び大学院学校教育研究科の目的を踏まえ、本学が地域に根ざした先進的な教育実践研究の中核的存在となり、地方創生や地域分散型社会における知の拠点としての役割を果たすとともに、Society5.0 時代に活躍する教員を養成する。そこで、国立の附属学校で唯一 Apple 認定校となった本学附属中学校と協働して様々な教育方法やテクノロジーを積極的に導入していく。これは、新型コロナウイルス感染症の拡大や様々な災害等にも対応して、学生の学びを止めない教育体制の整備にも繋がる。さらに、EBPM を推進し、様々な取組を明確な目標と評価によって検証することにより、「学校教育の持続可能な発展に貢献する教員養成系総合拠点大学の構築」を目指し、以下の 5 つの基本方針により大学院を改組する。(資料 1)

1) 多様な教育人材の協働による教員養成

本学は平成 31 年度に大学院の一部改組を実施し、修士課程に設置されていた主に教職に関する領域の教育研究機能を教職大学院に移行してその拡大を図った。今回の改組では、教職大学院においては、教員養成機能の更なる充実を図るために、教科等に関する領域及び発達支援に関する領域の教育研究機能を教職大学院に移行させ、多様な専門分野の教員が協働して教員を養成する体制を整える。さらに、講義等で附属学校教員と協働する場面を設定し、理論と実践の往還を基盤とした教育課程を編成する。一方、修士課程においては、学校現場において重要性が強く指摘されている課題のうち、特に心の健康や豊かさに関する課題に特化して公認心理師や臨床心理士の資格取得を含む人材養成に向けた教育研究機能の強化を図る。これにより、教職大学院における高度な専門性を備えた教員の養成と、修士課程における学校との協働により教育を支える教育支援人材の養成を通して、「地域とともにある学校づくり」に貢献できる多様な教育人材を輩出していく。

2) 新たな教育課題に対応するための教職大学院の充実

新たな教育課題への対応として、これまで修士課程において実施していた各教科等に関する教育研究機能を教職大学院に移行し、小学校における教科担任制の導入に対応できる初等教育教員の養成を推進する。教職大学院では、各教科に関する専門的な内容や、教科横断、複合領域的な観点を取り入れた内容に対応するために、各教科等に関するコースの中に「人文・社会」「自然科学」「芸術創造」「生活・健康」「教科横断・総合学習」の領域を設定する。また、特別支援教育対象児童生徒、不登校児童生徒、心の健康支援が必要な児童生徒、乳幼児期や就学前後の時期にある子どもに関する教育研究の充実を図るために、それぞれの内容に対応した領域を設定する。さらに、学校現場と大学における学びのサイクルの普遍化推進の一貫として、現職教員を対象とした 1 年制プログラムを、「教育経営プロフェッショナル育成プログラム」と「教育実践プロフェッショナル育成プログラム」として再編拡大し、学校管理職や教育行政職等のプロフェッショナルの育成と指導的ミドルリーダーの育成を推進する。

3) 地域に根ざした大学院教育の充実

教職大学院では、地域の学校現場と連携協力しながら各学校の課題にチームで応える「学校支援プロ

プロジェクト」として学校実習を実施する。学校支援プロジェクトは、学校支援フィールドワーク、学校支援課題探究リフレクション、学校支援課題探究プレゼンテーションから構成され、教職大学院の全コースにおいて実施される。地域の学校との連携の中で、理論と実践の往還に基づく実習を実施することにより、学習指導とともに学習評価も含めたカリキュラム・マネジメントの観点を学修できる他、授業改善と評価を含む主体的・対話的で深い学びを自ら実習の中で体験することができる。なお、学校支援プロジェクトでは、本学と近隣4市の教育委員会及び校長会が協働して設立した「学校実習コンソーシアム上越」（資料2）が、連携に向けた大学からの提案内容と学校現場からの連携希望内容をマッチングさせて実習校（連携協力校）を決定するとともに、学校実習の実施に向けた本学と学校現場のコーディネートを行う。特に、上越市・妙高市・糸魚川市・柏崎市の近隣4市からは、各市独自の教育プランへの対応が求められるとともに、4市の学校現場からは、基礎学力の向上と発展を期待した「放課後支援学習」の恒常的なプログラムの策定と実施を期待する声が寄せられている。このプログラムは、年間150時間の学校支援フィールドワークの中で、主要教科を中心とした教科内容の理解に不安のある児童生徒が放課後、自主的に参加し、授業では必ずしも定着させることができなかつた教科内容の理解について時間をかけて行うことを目的としたものである。

このようなニーズは地域に根強くあり、それぞれの教科等専門知識を有する大学院生がその特性を發揮することによって、大学院生は実地に教える中でどのようなアプローチが理解に不安がある子どもにも効果的に浸透していくのかを実際に学ぶことができるというメリットを有し、他方、学習者にとってはじっくりと時間をかける中で自分の不安がある教科等の基礎をしっかりと固めることができるというメリットを有する。このような取組も多くの大学院生が在籍する本学ならではの地域に根差した大学院教育の一環となり得る可能性を秘めている。

4) 大学間連携による教員養成

教員養成の高度化を主な目的として、これまでに55校の国公立大学等と連携・協力に関する協定を締結してきた（令和3年3月現在）。これらの協定校を含む全国の国公立大学等から、教養教育、言語系教育、社会系教育、理工系教育、芸術系教育、運動系教育等、様々な分野における幅広い知識と深い理解を強みとする多様な専門性を備えた学生を本学の大学院に受け入れ、得意分野を持つ高度専門職業人としての初等教育教員を養成することにより、開放制の教員養成による多様性と融合した教員養成の高度化を実現する。

ただし、開放制の教員養成課程を学部段階で履修してきた学生は、教員養成大学・学部から直進してきた学生と比較すると、教科専門的な深い理解を持っている一方で、教科教育法や教育の基礎的な内容に関する理解は弱いことが危惧される。そこで、本学教職大学院では、共通科目の「教科等の実践的な指導方法に関する領域」における科目を充実させ、それぞれの学生の専門分野に沿って教科教育法や教育に関する基礎的な理解のための実践的な内容を盛り込んだカリキュラムを設定することとした。

これにより、多分野にわたるそれぞれの専門性を有する学生がその専門性を背景として授業の中で関わることのできるコラボレーションの機会を提供できるため、多様な視点からの学びを深めた教員を養成することができる。

5) 学部教育との連続性

学部と教職大学院との関係における強化・一体化を推進するために、その連続性の明確化を図る。また、教員としての専門性向上の必要性を強く意識し、学部卒業後に引き続き本学の教職大学院に進学することを希望する本学の学部学生のうち、学部における一定の履修基準をクリアし、かつ、受講のための審査に合格した者を対象としたプログラムとして、大学院において開設される授業科目の中から指定された科目を学部3年次後期から履修できる「学部・大学院接続推進プログラム（大学院授業科目早

期履修)」を導入する。(資料3)

これにより、教職大学院での履修計画にゆとりが生まれ、それぞれの専門性を高めるためのテーマに沿って探究する時間や、「有識者会議報告書」において十分でないと指摘された学校における諸活動等「実際の課題を体験する機会」として活用することができる。

以上の基本方針に基づいて、次のとおり教職大学院を改組する。

教職大学院の改組

教科領域に関する教育研究機能の強化、教科横断的・複合領域的教育の充実、特別支援教育をはじめとする発達支援に関する教育研究機能の強化、現職教員を対象とした養成・研修機能の強化、学部教育と大学院教育の更なる連続性の明確化を図り、教員養成・研修機能の全体的底上げを図るとともに、連携協力校における開放制の教員養成の支援や、地域における学校教育の持続可能な発展に貢献するための地方における教員養成の在り方を示す。

1-4 養成する人材像

(1) ディプロマ・ポリシー

教職大学院のディプロマ・ポリシーは、次のとおりである。

教職大学院で所定の単位を修得し、学修成果の総合的な審査に合格することにより、以下に示す能力と条件を満たした者に対して、修了を認定し、教職修士(専門職)の学位を授与する。

ア 教育の理念・方法及び人間の成長や発達について、臨床的又は実践的な視点から理解している。

イ 学校現場における様々な課題について、臨床的な理論や方法を用いて分析し、チームでの解決策を提案できる。

ウ 一人一人の子供の学習と生活を支援できる、高度で即応的な実践的指導力を有している。

エ 教職に求められる即応的な専門的技能ばかりでなく、広い視野に立つ深い学識を修得し、人間として求められる豊かな教養を身に付けている。

オ 教育に対する熱意を持ち、教育者としての使命を深く自覚している。

カ 初等中等教育の場において教育実践研究を創造的に推し進めることができる。

キ 学校教育に対する社会のニーズを意識して教育実践を省察しながら、不断に学び続け自らの専門性と実践力を高めていくことができる。

ク 善いものや美しいものに憧れる感性を備え、よりよい未来の実現に向けて行動し、多様な人々と協働することができる。

(2) 養成する人材像

本学の教職大学院において養成する人材像は、以下のとおりである。

- ① 学校教育に関する高度な専門的知識と教育実践力を備え、学校現場における即戦力となるとともに、将来的には学校内での教員のリーダーとして、Society5.0時代に生きる児童生徒の教育の推進において中心的な役割を果たしていくことができる新人教員
- ② 現職教員学生を対象として、学級経営、授業経営、生徒指導、特別支援教育、外国人児童生徒への対応など、学校現場にみられる重要な諸課題や、Society5.0時代において生じる新たな課題の解決に向けて、学校を牽引することができる高度な専門性を備えたミドルリーダーや管

理職となる教員

2 研究科，専攻等の名称及び学位の名称

(1) 研究科，専攻等の名称

教職大学院は，地域における学校教育の持続可能な発展への貢献を目指し，その実現のために教育実践に関する教育研究の高度化を図ることを目的としており，これまで取り組んできた「即応力」を備えた教員の養成を明示する表現である「学校教育研究科 教育実践高度化専攻」〔Teacher Professional Development〕が，当該研究科名及び専攻名として今後の取組を見据えても適切であると判断したものである。

なお，英語の名称は，日本語の名称と同様に，前回の改革で教育実践に特化した教員養成（teacher professionalsの涵養）を行うことが可能となるようその趣旨を反映させることを意図して考案されたものであり，本改革では特別支援教育や教科等の専門性を拡充させながらも，引き続き教育実践力の高度化を目指すため，適切であると判断したものである。

(2) 学位の名称

教職修士（専門職）とする。英語の名称は，平成20年度に教職大学院を設置した際には，教育実践に特化したという意味合いから〔Master of Teaching〕としたが，これまで修士課程において実施してきた各教科等に関する教育研究機能を教職大学院に移行することに伴い，教職大学院に教科内容の教員が加わることから，教育全体を総称する名称に見直し，〔Master of Education〕に改める。

3 教育課程の編成の考え方及び特色

(1) カリキュラム・ポリシー

教職大学院のカリキュラム・ポリシーは，次のとおりである。

- 1) 教職大学院では，共通科目，コース別選択科目，実習科目及び自由科目により，以下の方針に基づいて教育課程を編成する。
 - ア 教職に求められる高度に専門的な力量の基礎となる学識と教養及び技能を体系的に身に付ける科目（共通科目）
 - イ 深い学識と教養をもとにして学校現場における実践を意味づけ，的確に判断する力量を身に付ける科目（コース別選択科目）
 - ウ 教育現場の状況を的確に把握し，他の人々と協働しながら適切に対応する力量を，学校現場における実践を通して身に付ける科目（実習科目）
 - エ 教育に関連の深い諸問題，教育の背景・基礎となる諸問題について新しい動向も踏まえて理解する科目（自由科目）
- 2) 上記のアからエまでを総合的に学修する中で，教育実践研究を創造的に学ぼうとする態度及び豊かな人間性を育成する。
- 3) 学修成果の評価については，各科目の評価基準をシラバスにおいて明示するものとする。

(2) 科目区分の設定

教職大学院の教育課程は，後述する学校支援プロジェクトを中核に据え，それと関連づけ連動

させながら体系的に編成されている。すなわち、共通科目、コース別選択科目、実習科目、自由科目の4つの授業科目区分を設け、まず共通科目において、学校支援に入るために必要な教職の基礎的事項を学んだ後、実習科目では実際に学校現場に入って、学校と連携しながら各学校が抱える課題や追究している主題の解決に取り組み、コース別選択科目では、各コースの特色を活かして実習での実践を分析し意味づけ、理論的に裏づけながら解決策を練り上げる。特に実習科目とコース別選択科目は、学校現場での実践とその省察という表裏一体を成すものであり、それらの連動性を明確に示すため、授業科目の下位区分として、学校支援プロジェクト科目という新たな区分を、実習科目とコース別選択科目の一部を取り込む形で設定した。また自由科目では、教育に関連した幅広い学識・教養を身につける。このように、それぞれが学校支援に必要な多様な力量を培って学校支援プロジェクトの遂行を支えるとともに、それらを通じて、教職に求められる高度に専門的な力量を体系的に育成できるよう構成されている。

1) 共通科目

教職に求められる高度に専門的な力量の基礎となる学識と教養及び技能を体系的に身に付けさせるために開設する科目である。

共通科目については、5つの領域（①教育課程の編成及び実施に関する領域、②教科等の実践的な指導方法に関する領域、③生徒指導及び教育相談に関する領域、④学級経営及び学校経営に関する領域、⑤学校教育と教員の在り方に関する領域）全てにわたって、在籍する全学生が共通に学ぶ科目を配置することとされている。

そのため、全ての学生が共通に履修する必修科目を領域毎に1科目（2単位）開設するとともに、5つの領域に選択可能な科目を次のとおり開設することで、共通科目群を構成することとした。

- ① 教育課程の編成及び実施に関する領域（6科目12単位）
- ② 教科等の実践的な指導方法に関する領域（10科目22単位）
- ③ 生徒指導及び教育相談に関する領域（4科目8単位）
- ④ 学級経営及び学校経営に関する領域（4科目12単位）
- ⑤ 学校教育と教員の在り方に関する領域（5科目10単位）

共通科目群は、履修者が初等中等教育諸学校における教育課題について包括的・体系的な理解を共有し、学校における実践場面において自らの担当部分との関連も広く見据えながら、指導者としてリーダーシップを発揮することができる教員の基礎的な力量の形成を目指すものである。

今回の改革では、①教育課程の編成及び実施に関する領域に、Society5.0に向けた特色科目（2単位）を創設し、必修科目とする。これにより、Society5.0に向けた最先端のICTを活用した授業力を養成することができる。また、従来の教科領域のコースが全面的に教職大学院に移行することから、特に②教科等の実践的な指導方法に関する領域に関して、授業科目の充実を図った。この領域の授業科目の目的は大きく分けて2つあり、一つは教科横断の基礎を学ぶことであり、もう一つはそれらの知見を授業づくりへと応用し、学習デザインに焦点を当て、かつ、主体的な学びやICT活用など特定テーマを軸に据えた授業へと展開する力を修得することである。これにより、教科指導の基礎から学ぶ学部新卒学生のニーズにも、高い問題意識を携えて入学する現職教員学生のニーズにも応えることができるほか、学校実習で得られた新たな課題意識に基づく学修ニーズをも満たすことができ、教科の特性と課題意識の両方の視点から教科指導をとらえる見方を身に付けることができる。

2) コース別選択科目

深い学識と教養をもとにして学校現場における実践を意味づけ、的確に判断する力量を身に付けさせるために開設する科目である。「プロフェッショナル科目」と「学校支援プロジェクト科目」という下位区分があり、各コースにおいて選択必修科目又は選択科目として開設する。このうち学校支援プロジェクト科目は学校実習に直結した内容を扱う科目であり、学校支援課題探究リフレクションと学校支援課題探究プレゼンテーションによって構成される。学校支援課題探究リフレクションにおいては、各コースの特色を活かしながら学校実習での実践を分析し意味づけ、解決策を検討・提案する。また、学校支援課題探究プレゼンテーションでは、取組の成果をまとめ、広く社会に向けて発表・発信する。一方プロフェッショナル科目では、各コースの専門性に応じて、実習を省察し解決策を検討する際の理論的裏づけとなる、多様な専門的知見や知識について深く学ぶ。

3) 実習科目

学校支援プロジェクトの本体であり、学校支援フィールドワークとして教育現場の状況を的確に把握し、他の人々と協働しながら適切に対応する力量を、学校現場における実践を通して身に付けさせるために開設する科目である。全コース・領域共通の必修科目として開設する。

4) 自由科目

教育に関連の深い諸課題、教育の背景・基礎となる諸課題について新しい動向も踏まえて理解するための科目を開設する。この科目区分に属する科目について修得した単位は修了要件には含めない。

(3) 教育課程の特色

1) 学校支援プロジェクト

教職大学院の教育研究の中核となる学校支援プロジェクトとは、各学校が抱える課題や追究している主題の解決を目指して、学校と連携しながら取り組む活動であり、教育課程においては、すべての授業科目が学校支援プロジェクトと関連づけて設定されている。なかでも、実際に学校現場に入って支援を行う学校支援フィールドワークと、学内でその省察を行う学校支援課題探究リフレクション、成果の還元を行う学校支援課題探究プレゼンテーションとは表裏一体になって進めるべきものであることから、それぞれ別個の科目区分に属しているが、あえて学校支援プロジェクト科目という下位区分を設けて一つにまとめ、両者の一体性を明確に示すようにした。

また、学校支援フィールドワークを中核として学校現場と大学院とがWin・Winの関係を築きながら、学校支援プロジェクトを運営するという点はこれまでと変わらないが、従来、コース名称を付して科目を開設していた学校支援リフレクション、学校支援プレゼンテーションを、それぞれ科目区分名としては、学校支援課題探究リフレクション、学校支援課題探究プレゼンテーションという名称に修正し、単に学校現場を支援するという目的意識だけでなく、学生自身がしっかりとした各自の課題意識と専門的探究への意欲を持ってプロジェクトに取り組めるよう内容を改定した。具体的には、学校現場で幅広く学んだ実践を大学院での学修と結び付けながら、各自の課題に対して専門的な探究活動を進める。すなわち、「①課題の設定→②情報の収集→③整理・分析→④まとめ・表現」のプロセスを踏まえ、課題を発見し、情報を収集しながら対話し、省察し、より深く理解し、発表するというコンセプトで、学校現場への学修及び実習の成果の還元と、学生の教員としての資質・能力の開発を目

指すこととした。

2) Society5.0に向けたICT教育

講義→演習→実習という段階を経て、Society 5.0に対応可能なICT教育スキルを獲得するため、新たな科目を創設し、理論と実践を往還できる教員を養成する。

教職大学院（1年次）にSociety5.0に向けた特色科目（2単位）を創設し、必修科目とする。この科目は15コマのうち、6コマを講義とし、ICTを活用した教育実践研究を専門とする講師や附属学校教員が担当する。また、学部卒学生と現職教員学生と一緒に受講することとし、年齢や経験の異なる学生がディスカッションする機会を取り入れながら学修する機会とする。

演習は、その他の9コマとし、40人単位のクラスで体験的に学ぶ。内容は、附属学校において、一人一台のタブレット端末を用い、AIを利用した同期型CSCL（Computer Supported Collaborative Learning）システムを活用した授業実践の参観、ICT活用演習、STEAM教育演習、CSCL型の授業演習、遠隔学習演習、AIを活用した授業等を計画・実践するための内容を扱い、それらの授業実践の分析演習も取り入れる。また、学内に上記の講義のための教室を設け、新しい授業実践の在り方を体験的に学ぶための体制を整備する。

実習では、学校支援プロジェクトにオンライン実習プログラムを取り入れる。このプログラムは、令和2年度に新型コロナウイルス感染症対策として開発したもので、オンライン授業の指導案作成や実践等を含む。実施した学生たちに対するアンケート結果によれば、90%以上の学生が充実したものと捉えており、Society5.0に向けた実習プログラムとして効果が期待できる。

このようにSociety5.0に向けた講義と演習によって体験的に学ぶ特色科目とオンラインプログラムを含んだ実習によって、教職大学院の学生全員が、Society5.0に向けた教育について理論と実践を往還した学びを実現していく。

3) 教科内容構成・いじめ防止教育等

現代的教育課題への対応として、本学がこれまで取り組んできて実績のある教科内容構成・いじめ防止教育に関する内容を教育課程に反映させた。

また、教科領域のコースが全面的に教職大学院に移行することを踏まえ、教科横断・複合領域的な内容をはじめ、教科の枠を越えた教員グループにより運営される授業も充実させた。

このほか、いじめ防止教育に加え、SDGsや外国につながる子どもたちの教育、データサイエンス等、新たな教育課題を扱う授業科目も、特に、コースを越えて受講できる共通科目を中心に開設する。

4) 学部新卒学生と現職教員学生とのコラボレーション

本学では従前から一貫して、学部から直接進学してきた学生と、現職教員の身分で入学してきた学生とを特に区別せず、同一コースに所属し同一の授業科目を受講させる体制をとってきた。これは、互いに異なる背景をもつ学生同士が学びあうことで、様々な新たな気づきが得られ、各自の学修を一層深めることができると考えるからであり、例えば学校実習も複数の学生がチームを組んで連携先の学校に入ることを原則としている。これにより、学校実習は単なる学校支援だけでなく、学生同士がチームマネジメントを学ぶ機会ともなっている。こうした多様な背景を持つ学生によるコラボレーションの機会を数多く提供するため、アクティブ・ラーニングの推進や、授業科目の受講制限を可能な限り課さないなどの工夫を行った。

（4）各コースの特色

1) 学校教育実践研究コース

学校経営や子どもの成長発達、教科教育と融合した学級経営、道徳・生徒指導・キャリア教育などに関する学校教育の諸課題を取り上げ、教育経営リーダーとしての資質・能力を探究し、いじめ防止や生徒指導に関する諸問題の解決を目指して、児童生徒、家庭、地域との協働活動に関する総合的かつ汎用的専門性を育成する。

2) 教科教育・教科複合実践研究コース

先端技術を取り入れた教材開発や指導法開発を中心とした学校教育における各教科や教育実践上の諸課題について、教科教育と教科専門の融合や教科横断・複合領域的、地域連携等の観点を踏まえたこれからの各教科等の指導の在り方を含め、教育実践研究を通して深く探究し、先進的な教科等の指導や実践を推進するための高度な専門性を育成する。

3) 発達支援教育実践研究コース

特別な教育的ニーズのある子ども、発達の初期段階にある子ども、健康・安全・食にかかわる教育支援の対象としての子どもなど、発達支援を必要とする子どもたちの諸問題を専門的知識に基づき的確に把握する能力と、教育臨床的实践研究を通して発達支援を推進するための高度な専門性を育成する。

(5) 教職大学院に設定するプログラム及び制度

学生のライフステージに応じた学修、個々のニーズに応じた学修を支援するために、以下の4つのプログラム及び制度を設定する。

1) 1年制プログラム

現職教員学生に対して教職大学院における多様な履修形態を提供するために、現職教員としての経験年数や資質を考慮し、入学前の教員としての実務経験等に相当する業績を有する者について、実習により修得する単位の一部を免除することにより、1年間で修了することを可能とする次の2つの1年制プログラムを、運営上実施可能なコース・領域に設定する。

1年制プログラムにおいては、実施する各コース・領域の特色や強みとする教育内容に特化して、授業科目や学校実習を履修させることにより、通常の2年課程と遜色のない、さらには当該内容に関してより高度な専門性を身につけることができる。

- ① 様々な教育課題に直面している教育経営に関係する学校管理職や教育行政職等のプロフェッショナルを育成することを目的とした「教育経営プロフェッショナル育成プログラム」を、学校教育実践研究コースに設定する。
- ② 学校・地域の教育力を向上させることができる指導的ミドルリーダーを育成することを目的とした「教育実践プロフェッショナル育成プログラム」を、学校教育実践研究コース及び教科教育・教科複合実践研究コースに設定する。

2) 長期履修学生制度

主たる生計を維持するために職業に就いている者や疾病等のため毎日の学修が困難な者が大学院に在籍できるようにするために、通常の標準修業年限の2年を超えて3年間にわたり計画的に教育課程を履修できる「長期履修学生制度」を設定する。

3) 教育職員免許取得プログラム

教職に関する高度な専門知識を修得させるとともに、得意分野を持った小学校教員や中学校教員等を養成するために、長期履修学生制度に基づき、3年間で教職大学院の教育課程と学部
の教育課程を併せて履修できる「教育職員免許取得プログラム」を設定する。

4) 研究力向上プログラム

学校教育に関するより高度な実践研究力を身につけ、教育実践の成果を広く社会に還元できる力を備えた教員を養成するために、教職大学院の最終学年に在籍し、プログラムの受講を希望する学生を対象として、教職大学院と大学院連合学校教育学研究科（博士課程）との協働による「研究力向上プログラム」を設定する。

なお、本プログラムにおいて修得した単位は修了要件には含めない。

4 教育方法、履修指導、研究指導の方法及び修了要件

(1) 標準修業年限・修了要件

標準修業年限は、2年とする。ただし、職業を有している等の事情（教育職員免許取得プログラム履修者を除く。）により、計画的に教育課程を履修し修了することができる長期履修学生制度の修業年限については、3年とし、長期履修学生制度に基づく教育職員免許取得プログラム履修者の修業年限は、3年とする。

なお、1年制プログラム履修者の修業年限は、1年とする。

また、修了要件は、2年以上在学し、所定の46単位以上を修得し（資料4）、学修成果の総合的な審査に合格することとする。また、修了時には必ずいずれかの教育職員免許状（専修又は一種）取得に係る所要の単位を取得していることとする。

【現職教員の実習科目の単位免除】

教育上有益と認めるときは、入学前に小学校等の教員としての実務の経験を有する者について、6単位を超えない範囲で、実習科目により修得する単位を修得しているものとみなし、当該科目の履修を免除することができる。

【修了認定の手続き】

修了認定対象者が、修得した科目と学びの概要及び学び全体の振り返りを記載した「学修成果報告書」をアドバイザーに提出し、アドバイザーが受理した報告書について評価し、所見を添えて大学院学校教育研究科長（以下「研究科長」という。）（学長）に報告する。研究科長は、教授会の議を経て学修成果審査委員会を設置する。主査1人、副査2人以上をもって組織する同委員会が、学修成果の総合的な審査を行い、その結果に基づき教授会において教職大学院の修了及び学位の授与の可否を審議決定する。

【1年制プログラム】

教職大学院における一部のコースにおいて、現職教員としての経験年数や資質を考慮し、入学前の教員としての実務経験等に相当する業績を有する者について、実習により修得する単位の一部を免除することにより、1年間で修了することを可能とする。

免除の審査基準は、以下の申請書等に基づき、教務委員会が口頭試問を行い既に即応力を構成する臨床力が備わっているか否かを判定する。臨床力が備わっているか否かの判定は、実務経験を通して得られた知見により、学校支援プロジェクト科目を構成する学校支援課題探究リフレクション及び学校支援課題探究プレゼンテーションを学校支援フィールドワーク受講者と同等に行うことができるかを確認するものとする。

〔申請書等〕

- (1) 1年制プログラム申請資格確認依頼書
- (2) 在職期間証明書の写し
- (3) 主任等としての在職期間・職務内容に関する証明書の写し
- (4) 教育実践レポートの写し

(2) 履修方法

【授業方法・形態】

教職大学院では、アクティブ・ラーニング、事例研究や現地調査、双方向・多方向に行われる討議や質疑応答による演習等により構成する。「プロフェッショナル科目」では、各担当教員が授業内容に応じ、講義、授業参観に基づいたグループ討論及びワークショップ等の教育方法により授業を展開する。「学校支援プロジェクト」では、連携協力校の教育課題とリンクしたプロジェクトごとに、現職教員学生、学部卒学生及び専任教員で支援チームを編成し、教育課題の解決に取り組む。

【履修科目の年間登録上限】

学生の主体的な学修を促すために、1年間に履修できる単位数の上限を36単位とし、実質的な学修ができるようにする。ただし、1年制プログラムを履修する学生にあってはこの限りでない。

【既修得単位の認定方法】

学生が本学の大学院に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位（大学院の科目等履修生として修得した単位を含む。）は、12単位を超えない範囲で、本学の大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

なお、既修得単位の認定に係る審査は、教務委員会が行う。

(3) 履修指導の方法

学生一人ひとりが専任教員による修学その他学生生活全般について指導助言を受けられるよう、アドバイザー制度を設ける。学生は、指導を希望する教員をアドバイザーとして選び、履修その他学生生活全般に関して、指導を受ける。また、各教員はオフィスアワーを設定しており、学生はアドバイザー以外の教員に対しても、オフィスアワーを活用して、履修相談や授業科目に関する質問等を行うことができるようにする。

(4) 厳格な成績評価

成績評価の方法については、シラバスの「成績評価の方法」に明示し、それに基づいて成績評価を行う。また、成績評価等の妥当性を担保するため、学生が成績評価に疑義がある場合は、授業担当教員に直接申し出るほか、教育支援課に相談窓口を設置し、対応にあたる制度を設けている。成績評価の妥当性を担保する仕組みについては、「履修の手引」により学生に周知する。

(5) 標準学生の履修形態

共通科目を1年次前期に、コース別選択科目のプロフェッショナル科目を1年次の前期及び後期に履修する。なお、実習科目（学校実習）である「学校支援フィールドワーク」を1年次から2年次にかけて履修し、それに連動してコース別選択科目である「学校支援課題探究リフレクション」及び「学校支援課題探究プレゼンテーション」を履修する。

なお、学校実習である「学校支援フィールドワーク」と、実践の省察を行う「学校支援課題探究リフレクション」、成果の還元を行う「学校支援課題探究プレゼンテーション」を組み合わせ

せ、「学校支援プロジェクト」として実施する。

各コース別の履修モデルは資料に示す。(資料5)

(6) 附属学校園との連携

本学の附属学校園と連携して、幼稚園から中学校までを通した「生きる力」を育成するための教育課程モデルを開発・実践し、その成果を大学院における教育に反映させる。また、附属学校教員が大学院の教員養成実地指導講師として、カリキュラム・マネジメント等の初等中等教育の実際に即した授業科目の一部を担当する。

学生に対しては、毎年開催される研究協議会への参加を促し、附属学校園で学ぶ子どもたちの姿を見て教育研究の現状を実践的に理解する機会を提供する。

(7) 協定に基づく他大学等との連携

教員養成の高度化を主な目的として、連携・協力に関する協定を締結した全国の国公私立大学等(資料6)から、様々な分野における幅広い知識と深い理解を強みとする学生を本学の大学院に積極的に受け入れ、高度専門職業人としての教員に育てるとともに、それらの学生を、出身地をはじめとする各地方にスクールリーダーとして輩出していくことにより、その地域の教員の質的向上に貢献する。

5 教育課程連携協議会について

専門職大学院設置基準(平成15年文部科学省令第16号)第6条の2第1項の規定に基づき、学校教育・教育行政機関等との連携により、教職大学院の教育課程を編成し、円滑かつ効果的に実施することを目的に、上越教育大学大学院専門職学位課程教育課程連携協議会(資料7)を置いている。

会議は、年1回以上開催することとし、原則として「新潟県教育委員会、新潟市教育委員会及び国立大学法人上越教育大学との連携推進協議会」に合わせて開催するものとする。

審議事項は、教育機関等との連携による授業科目の開設その他の教育課程の編成に関する基本的な事項、教育機関等との連携による授業の実施その他の教育課程の実施に関する基本的な事項、実施状況の評価に関する事項である。

構成員は、次の表のとおりであり、任期は1年である。

区 分	本学が指定する構成員
学長又は当該専門職大学院に置かれる研究科の長が指名する教員その他の職員	副学長(教育担当) 教育実践高度化専攻長 教育実践高度化専攻教授
当該専門職大学院の課程に係る職業に就いている者又は当該職業に関連する事業を行う者による団体のうち、広範囲の地域で活動するものの関係者であって、当該職業の実務に関し豊富な経験を有するもの	新潟県教育委員会教育次長 新潟県教育委員会義務教育課長 新潟県教育委員会参事 新潟市教育委員会教育次長(学校教育担当) 新潟市教育委員会学校人事課長 新潟市教育委員会学校支援課長 新潟県立教育センター所長 新潟市立総合教育センター所長

地方公共団体の職員，地域の事業者による団体の関係者その他の地域の関係者	※教職大学院であることから，当該専門職大学院の課程に係る職業についている者とは教員であり，当該職業に関連する事業として教育委員会となり，その職員は地方公共団体の職員であることから専門職大学院設置基準上の第6条第3項に掲げる者は第6条第2項に掲げる者と同一である。
当該専門職大学院を置く大学の教員その他の職員以外の者であって学長等が必要と認めるもの	その他学長が必要と認める者若干人

6 基礎となる学部との関係

(1) 基礎となる学部の特色

学校教育学部は定員160人の「初等教育教員養成課程」である。教育課程は「人間教育学関連科目」（40単位）「相互コミュニケーション科目」（7単位）「特色教育科目」（2単位）「ブリッジ科目」（20単位）「教育実践科目」（31単位）「専門科目」（28単位）「教職実践演習科目」（2単位）「卒業研究」（4単位）の計134単位で構成する。

「人間教育学関連科目」は，教育の原点である人間理解を，体験と観察・参加を通じて実践的に深めることを目的とする，主に1年次と2年次に履修する科目群である。

「相互コミュニケーション科目」は，初等教員として求められている教育的情報処理能力に加え，豊かな表現能力を育成するために，表現をせずには生きていけない人間の在りようを見つめ，相互行為の手がかりとしての表現を演習形式で履修する1年次に開講される科目群である。

「特色教育科目」は，令和4年度に開設を予定しており，本学が取り組んでいる特色ある教育を紹介する最新のテクノロジーを利用した教育について，機器利用の体験や附属学校でのICTを活用した授業観察・参加を通して実践的に理解を深める科目である。

以上のように，人間を深く理解していく科目に加えて，教科専門を培い，更に専門科目への橋渡しをするための「ブリッジ科目」，教育現場での指導経験が豊富なスタッフによる，話し方，書き方，板書指導，机間指導の学校の実務を通年で学ぶ教育実地研究Ⅱ（学内実習）を学部の前半段階に併せて学修する。

その後，各教科等の指導法や教科指導の基礎となる専門科目を履修しつつ，1週間の観察実習を経て学級の初歩的な理解を図った上で，130校を超える地域の実習協力校で本実習を行う「分離方式」の教育実地研究Ⅲ（初等教育実習），教育実地研究Ⅳ（中等教育実習）「専門科目」等を学部後半の3・4年生で履修させながら，深い人間理解と豊かな学識及び優れた教育技術を備えた教員を養成してきた。

(2) 学部との関係性

学部で培った教職に求められる深い人間理解と学識、教養及び技能をさらに高め，学校現場における課題を協働的に解決する「即応力」「臨床力」「実践力」の3つの力を育成するため，教職大学院では，以下のような教育課程を構成し，理論と実践の往還を実現する。

「共通科目」では，学部の「人間教育学関連科目」「相互コミュニケーション科目」「特色教育科目」を基盤とし，更にその内容の高度化を企図し，Society5.0に対応したICT教育を必修としつつ，教職に求められる高度に専門的な力量の基礎を身に付ける科目を置く。

「コース別選択科目」では、学部における「専門科目」等を基盤としつつ、各コースの特色を十分に生かしながら学校現場における課題解決のための支援計画を理論的に構成したり、各自の課題を探究したりしながら実践を重ね、それらを省察し、発表するための科目を置く。

「実習科目」では、学部における「教育実践科目」等を基盤としつつ、教育現場の諸課題について新しい理論的知見に基づき、「即応力」「臨床力」「協働力」を発揮しながら解決への支援を行う科目を置く。(図1)

この度の改革では、教員養成機能に関わる教員を専門職学位課程(教職大学院)に全面移行させると同時に、公認心理師、臨床心理士養成機能に関わる教員を修士課程に集中させることで、教育組織を整理し、機能強化を図るとともに、受験者等、外部から見てもわかりやすい組織を構築する。(図2)

図1 基礎となる学部との関係性(教育課程)

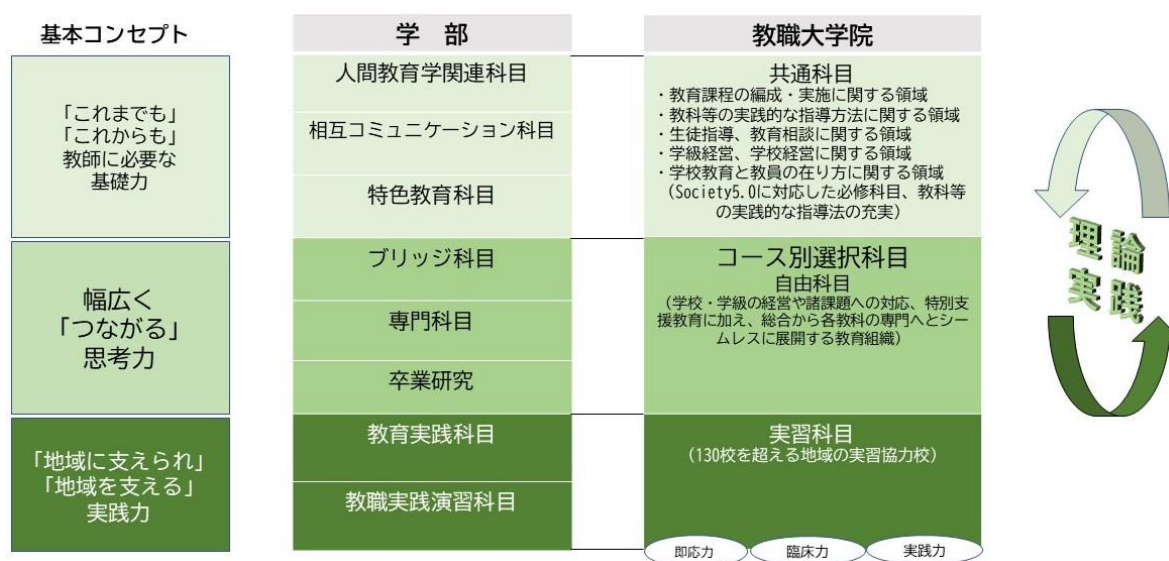


図2 基礎となる学部との関係性(組織図)

【学校教育学部】

初等教育教員養成課程	
学校教育実践コース	教科教育実践 学級経営実践
先端教科・領域学習コース	小学校英語 プログラミング教育 教科横断 学習支援
現代教育課題コース	学習臨床・授業研究 発達と教育連携 道徳・生徒指導
教科内容構成コース	国語 英語 社会 数学 理科 音楽 美術 保健体育 技術 家庭
幼年教育コース	幼年教育
心理臨床コース	臨床心理

【大学院学校教育研究科】

専門職学位課程（教職大学院） 教育実践高度化専攻	
学校教育実践研究コース	学校経営・学校心理 学級経営・授業経営 道徳・進路・生徒指導
教科教育・教科複合実践研究コース	人文・社会 （国語、英語、社会） 自然科学 （数学、理科、情報） 芸術創造 （音楽、美術） 生活・健康 （保健体育、技術、家庭） 教科横断・総合学習 （教科横断・探究的学習、 グローバル・総合）
発達支援教育実践研究コース	特別支援教育 幼年教育 学校ヘルスケア
修士課程 教育支援高度化専攻	
心理臨床研究コース	心理臨床

…学部と教職大学院における教育研究の領域（分野）の関係
…学部と修士課程における教育研究の領域（分野）の関係

7 取得可能な資格

それぞれの学生が所有している教員免許状を基礎として、以下に示す専修免許状の取得が可能である。なお、学部で開設する授業科目を教育職員免許取得プログラムにより、幼稚園・小学校・中学校・高等学校教諭の教員免許取得に必要な単位を取得することで、幼稚園・小学校・中学校・高等学校教諭専修免許状も取得が可能となる。

- ・幼稚園教諭専修免許状
- ・小学校教諭専修免許状
- ・中学校教諭専修免許状（国語，社会，数学，理科，音楽，美術，保健体育，保健，技術，家庭，職業，職業指導，英語，ドイツ語，フランス語，宗教）
- ・高等学校教諭専修免許状（国語，地理歴史，公民，数学，理科，音楽，美術，工芸，書道，保健体育，保健，看護，家庭，情報，農業，工業，商業，水産，福祉，商船，職業指導，英語，ドイツ語，フランス語，宗教）
- ・特別支援学校教諭専修免許状（視覚障害者，聴覚障害者，知的障害者，肢体不自由者，病弱者に関する教育の領域）
- ・特別支援学校教諭一種免許状（視覚障害者，聴覚障害者，知的障害者，肢体不自由者，病弱者に関する教育の領域）
- ・養護教諭専修免許状
- ・栄養教諭専修免許状

8 入学者選抜の概要

(1) 入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）

教職大学院のアドミッション・ポリシーは，次のとおりである。

○ 入学者受入れの方針の定義

教育の理念・目的、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーに基づく教育内容等を踏まえ、どのように入学者を受け入れるかを定める基本的な方針であり、受け入れる学生に求める学修成果を示すものである。

○ 入学者受入れの方針

教職大学院では、学校教育に関する高度な専門的知識と教育実践力を備えることにより、教育現場における重要な諸課題の解決に向けて学校を牽引できる高度専門職業人としてのスクールリーダーを養成するために、以下のような人材を求めている。

ア 教職に求められる専門的力量的基礎となる学士課程卒業相当の学識及び技能を身につけている。

イ 教育をめぐる現代的諸課題について、専門的・実践的な知見をもとに、その対応方策を体系的・総合的に考え、その過程や結果を適切に表現することができる。

ウ 学校現場に対する社会のニーズを踏まえ、生活や社会、環境の中に問題を見出し、教育者として解決に向けて主体的に取り組もうとする意欲を有している。

エ 教育に対する熱意を持ち、自己の学修課題を明確に意識し、積極的に学修を進めていくことができる。

オ 自己の人格及び感性を高め、多様な人々と関わりながら社会に貢献しようとする態度を備えている。

(2) 選抜方法

入学者の選抜は、筆記試験及び口述試験により行う。

所属する都道府県教育委員会等から派遣教員として同意を受け出願する者及び教職経験者には、筆記試験を課さない。ただし、口述試験において、共通の試問に加えて、出願コースにかかわる専門分野に関する知識についても試問し、当該コース・領域（分野）における基礎的素養について確認する。

機関長（学長又は学部長）から推薦を受け出願する者及び教員採用試験合格者には、筆記試験を免除する。ただし、筆記試験を免除するに当たり、機関長からの推薦者にあつては、推薦要件として「本学教職大学院への強い熱意と入学を志望するコース・領域（分野）における専門分野に関する優れた成績又は実績を有し、人物についても優れていると認められる」旨、責任をもって推薦するとした機関長名の推薦書を求め、口述試験において、共通の試問に加えて、機関長推薦書及び志望理由書も参考に試問し、当該コース・領域（分野）における基礎的素養について確認する。また、教員採用試験合格者についても同様に、共通の試問を行った後、主に志望理由書を参考に試問し、当該コース・領域（分野）における基礎的素養について確認する。

(3) 入学試験

入学試験は、前期（8月）、中期（11月）、後期（3月）の3回に分けて行う。

9 教員組織の編成の考え方及び特色

教職大学院には、高度な専門性を有するスクールリーダーとして、学校教育に関連する多様かつ新たな教育課題に対応し、地域の教育の持続・発展に多方面から貢献できる教員を養成するために、学校教育実践研究コース、教科教育・教科複合実践研究コース及び発達支援教育実践研究コースの3コースを設置する。これらのコースに対応するため、専門職大学院設置基準上必要となる専

任教員数37人以上を上回る117人を配置し、このうち、実務家教員についても、同基準上の必要人数15人以上を上回る17人を配置する。専任教員は、原則として共通科目、コース別選択科目、実習科目の3区分のすべてを担当し、教育や教科に関する基礎理論から教育実践の実際までを一貫して学べる体制を整える。

○専任教員の所属コース及び領域一覧

学校教育実践研究コース

<学校経営・学校心理領域>

安藤知子, 大前敦巳, 越良子, △菅原至, 内藤美加, 角谷詩織, 辻村貴洋, 野澤有希, 堀健志,
▲蜂須賀洋一

<学級経営・授業経営領域>

△赤坂真二, △阿部隆幸, △片桐史裕, △桐生徹, △佐藤多佳子, ▲西川純, △早川裕隆,
△大島崇行, 河野麻沙美, △榊原範久

<道徳・進路・生徒指導領域>

▲稲垣応顕, ▲高橋知己, ▲山田智之, △寺戸武志

教科教育・教科複合実践研究コース

<人文・社会領域>

▲押木秀樹, 小笠裕二, 迎勝彦, ▲鯨井綾希, 船城梓, ▲大場浩正, 野地美幸, 長谷川佑介,
▲Brown, Ivan Bernard, 橋本大樹, △渡邊政寿, ▲瀧澤典子, 畔上直樹, ▲茨木智志,
小島伸之, ▲志村喬, 下里俊行, 山縣耕太郎, ▲中平一義, 橋本暁子, 吉田昌幸, ▲塚田穂高

<自然科学領域>

▲岩崎浩, 斎藤敏夫, ▲高橋等, 布川和彦, 松本健吾, 林田秀一, ▲五百川裕, 小川佳宏,
濤崎智佳, 中村雅彦, ▲古屋光一, 下村博志, 谷友和, ▲山田貴之, 井上久祥, 石川真,
高野浩志

<芸術創造領域>

阿部亮太郎, 上野正人, ▲時得紀子, ▲尾崎祐司, 玉村恭, 長谷川正規, 平野俊介,
五十嵐史帆, 洞谷亜里佐, 安部泰, 伊藤将和, ▲松尾大介, ▲兪期天

<生活・健康領域>

直原幹, 周東和好, 長谷川晃一, 大森康正, 山崎貞登, 東原貴志, ▲岡島佑介, 光永伸一郎,
▲佐藤ゆかり, 吉澤千夏

<教科横断・総合学習領域>

△古閑晶子, 土田了輔, ▲松本健義, 竹野欽昭, 松浦亮太, ▲釜田聡, ▲小高さほみ,
△清水雅之, △中野博幸, △松井千鶴子, 田島弘司, 原瑞穂, △渡辺径子

発達支援教育実践研究コース

<特別支援教育領域>

大庭重治, ▲笠原芳隆, 河合康, ▲藤井和子, 村中智彦, 池田吉史, 小林優子, 佐藤将朗,
△関原真紀, ▲八島猛, ▲坂口嘉菜

<幼年教育領域>

杉浦英樹, 白神敬介, ▲山口美和, 高田俊輔

<学校ヘルスケア領域>

野口孝則, 池川茂樹, ▲留目宏美

(注) △実務家教員, ▲学校現場での指導経験を持つ教員

本学では、従前から教科専門と教科教育を架橋すべく、実践を視野に入れた研究と研究知見に基づく実践との往還を目指した教育研究を推進しており、学校現場での指導経験を持つ教員を多数配置している。教職大学院全体では、実務家教員が17人、学校現場での指導経験を持つ教員が34人となっており、すべてのコース・領域にいずれか又は両方の教員を配置する。さらに、学校現場での指導経験のない新規採用教員を対象に合計100時間の学校現場研修を義務付け、学校での教育実践に対する理解を深めている。実務家教員及び学校現場研修修了者を含めた学校現場経験者の割合は、令和2年度末時点で43.6%となっており、理論と実践とのバランスのとれた教育を一層推進し、教員養成の更なる高度化を図っている。

また、今回の大学院改革により、教科に関する領域及び発達支援に関する領域の教育研究機能を教職大学院に移行させることに伴い、修士課程から教職大学院に異動する教員については、学術研究業績に加えて実践研究業績又は教育に関連する実務経験業績を必須とし、3領域での業績合計100ポイントという基準を設定して学内審査（資料8）を行い、教育活動を専門的、実践的双方の視点から捉えることができる教員を配置する。

教員の年齢構成は、30代8人、40代26人、50代44人、60代39人であり、教員構成については、教授65人、准教授41人、講師5人、助教6人でバランスのとれた構成となっている。また、本学では、教員の定年年齢を満65歳としており、完成年度までに退職を迎える者はなく、教員組織の継続性についても問題はない。

10 施設・設備等の整備計画

(1) 校地、運動場の整備計画

新たに設置される教職大学院は、本学山屋敷キャンパス内に設定されるため、既存で整備された教育・研究環境が全て利用可能であり、大学設置基準に定める基準を満たした教育にふさわしい環境が整っている。

(2) 校舎等施設の整備計画

附属図書館改修工事（令和元年度）、人文棟改修工事（令和2年度）などの校舎等の改修工事に併せ、既存施設を最大限に活用した諸室の適正な機能配置（再配置）と集約を行い、教員研究室（125室、2,382㎡）、院生研究室（34室、1,639㎡）、講義・演習・実験・実習・実技などを行う諸室（282室、10,897㎡）を整備している。

なお、院生研究室には、自主的学修環境として、大学院学生一人ひとりに専用の机が配置されるとともに、LAN環境を整備している。

また、アクティブ・ラーニング等の実践の場として、教室に移動機を整備するとともに、ホワイトボードやICT基盤を整備し、学修環境の向上を図った。

(3) 図書等の資料及び図書館の整備計画

附属図書館については、令和2年4月にリニューアルした。1階と3階は静的空間とし、個々の学修のためのスペースを設けている。2階は、授業にも利用可能なアクティブ・ラーニングスペースやガラス間仕切りのセミナー室を設け、アクティブ・ラーニングや授業等のグループでの学修を支援するスペースとしている。

また、書架の増設も行い、蔵書数は令和2年3月現在で371,100冊となっており、教育関係図書雑誌のほか、教科書・絵本・郷土資料などの多彩な蔵書を取り揃えている。

11 管理運営

(1) 教授会等

① 教授会

学長、副学長、教授、准教授、講師、助教、助手で構成する教授会を置く。

教授会の審議事項は、学生の入学、卒業及び課程の修了に関する事項、学位の授与に関する事項、学籍（退学、転学、留学、休学及び除籍を除く。）に関する事項、学生の表彰及び懲戒に関する事項、教員の採用及び昇任等に関する事項、学長がつかさどる教育研究に関する事項であり、毎月1回程度定例で開催する。

② 教育研究評議会

学長、学長が指名した理事、副学長、附属図書館長、学系長、専攻長、学長が指名した附属学校長、学長が指名した教授、学長が指名した事務系職員で構成する教育研究評議会を置く。

教育研究評議会における教学面の主な審議事項は、教育課程の編成に関する方針に係る事項、学生の円滑な修学等を支援するために必要な助言、指導その他の援助に関する事項、学生の入学、卒業又は課程の修了その他学生の在籍に関する方針及び学位の授与に関する方針に係る事項、教育及び研究の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項、その他上越教育大学の教育研究に関する重要事項であり、毎月1回程度定例で開催する。

③ カリキュラム企画運営会議

教育研究評議会の専門委員会として、カリキュラム企画運営会議を置き、学校教育学部及び学校教育研究科の教育課程の編成等に関して、改善・充実を図ることを目指し、教員免許状取得に係る科目や教職大学院の共通科目について、全学的視点により調整を行うことを目的とする。

④ 教務委員会

教授会の専門委員会として、教務委員会を置き、学部及び大学院の教務に関する事項（教育課程の編成等に関する事項を除く。）について調査検討することを目的とする。

⑤ 学校実習委員会

教授会の専門委員会として、学校実習委員会を置き、大学院の学校実習に関する事項について調査検討することを目的とする。

(2) 教職大学院の管理運営体制

教職大学院では、各コース・領域の教育及び運営に関する事項を審議するため、領域等の会議を設置する。

教職大学院の管理運営に関する事務は、担当する業務に応じて、事務局の各部署において処理している。

12 自己点検・評価

本学では、国立大学法人上越教育大学学則（平成16年学則第1号）第2条及び国立大学法人上越教育大学自己点検・評価規則（平成17年3月16日規則第4号）の規定に基づき、国立大学法人上越教育大学大学評価委員会が自己点検・評価に関する企画、立案及び実施に関する統括を行い、次の

とおりに実施するものとしている。

(1) 毎年度実施（本学自己点検・評価規則第6条第1項及び第4項）

- ① 組織の運営状況等
- ② 各教員の教育・研究活動及び社会貢献等に関する状況

(2) 当該年度に実施する事項を選定して実施（本学自己点検・評価規則第6条第2項）

- ① 本学評価基準に関する状況
- ② 本学専門職学位課程評価基準に関する状況

自己点検・評価結果については、外部評価の基礎資料として活用するほか、本学の教育研究水準の向上を図り、本学の目的及び社会的使命を達成するために役立てるとともに、次期計画の策定に反映させるものとする。なお、自己点検・評価書等は、原則として全て年次報告書に掲載し、学内外に本学ホームページ上で公表をする。

<https://www.juen.ac.jp/050about/070koukai/080assessment/report/index.html>

13 認証評価

(1) 認証評価を受ける計画等の全体像

本学教職大学院は、平成20年度の設置以降、一般財団法人 教員養成評価機構から次のとおり認証評価を受けている。

平成22年度（平成23年3月 認定）

平成27年度（平成28年3月 認定）

令和2年度（令和3年3月 認定）

なお、大学全体としての大学機関別認証評価については、令和3年度に独立行政法人大学改革支援・学位授与機構を評価機関として認証評価を受ける予定である。

(2) 認証評価を受けるための準備状況

大学評価に係る企画・立案及び点検・評価の実施に関する統括は、国立大学法人上越教育大学 大学評価委員会が行うこととしており、認証評価にあたっては評価委員会の総括の下に、国立大学法人上越教育大学情報戦略室が中心となり自己評価書の作成等を行っている。

なお、自己評価書の作成等は、本学専門職学位課程評価基準に関する状況について、各年度に実施する事項を選定して実施しており、この自己評価書を基に、評価機関である教員養成評価機構への令和元年11月の認証評価申請後に具体的な策定作業を開始し、令和2年6月の自己評価書の提出、8月から11月の書面及び訪問調査等の対応を進め、令和3年3月に評価結果通知を受ける予定である。

(3) 認証評価を確実に受けることの証明

学校教育法第109条第3項に規定する認証評価に関する本学からの申請に基づき、教員養成評価機構において実施する旨の通知（令和2年4月1日付け教評価第1号）を受けている。（資料9）

14 情報の公表

本学では、学校教育法施行規則第172条の2の規定に基づき、公表すべき教育研究活動等の状況について、ホームページに掲載している。

【教育情報の公開】

- ア 大学の教育研究上の目的に関すること
- イ 教育研究上の基本組織に関すること
- ウ 教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること
- エ 入学者に関する受入れ方針及び入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること
- オ 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること
- カ 学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関すること
- キ 校地・校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること
- ク 授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関すること
- ケ 大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること
<https://www.juen.ac.jp/050about/070koukai/060rule/index.html>
- コ その他

【3ポリシーの紹介】

<https://www.juen.ac.jp/050about/010info/policy/index.html>

【本学規則集】

<https://www.juen.ac.jp/050about/010info/100rule.html>

【設置計画の概要等】

<https://www.juen.ac.jp/050about/070koukai/060rule/index.html>

【大学評価】

<https://www.juen.ac.jp/050about/070koukai/080assessment/index.html>

15 教育内容等の改善のための組織的な研修等

(1) ファカルティ・ディベロップメント委員会による取組

教職大学院の教育内容・教育方法の継続的改善については、教授会の専門部会であるファカルティ・ディベロップメント委員会が行っている。

具体的な取組は、以下のとおりである。

【FD講演会，FD研修会】

先導的な授業改善等を実施している大学等から講師を招へい等してFD講演会やワークショップ形式等によるFD研修会を定期的実施している。

【授業公開】

前期及び後期授業の期間に各1ヶ月間、授業公開期間を設け、教員等による相互評価や授業内容について情報交換を行うことにより、授業の改善に努めている。

【授業評価アンケート】

前期及び後期授業の終了時に、学生による授業評価アンケートを実施し、教職大学院の目的を踏まえた項目を設定している。アンケート結果は、授業担当教員にフィードバックされるとともに、授業担当教員にはアンケート結果を基に授業の問題点の認識と授業改善を目指して、自己評価レポートを作成することを義務付けており、学生の意見聴取を基にした自己点検・評価を行っている。自己評価レポートは、学生による授業評価集計結果とともに学内に公開して

いる。これらの取組を通して、次年度以降の担当授業の改善を継続的に実施している。

【教職大学院修了生フォローアップセミナー】

修了生・在学生等を対象として実施している「教職大学院修了生フォローアップセミナー」を活用して、修了生・在学生等に対する教育効果の検証及び教職大学院を取り巻く動向や今後の方向性などについて最新情報の収集や情報交換を行うことにより、教育内容・教育方法等の改善に努めている。

(2) 学校支援プロジェクトセミナーの開催

教職大学院の教員が学生とともに学校支援プロジェクトにおける取組をポスターセッション等により発表する「学校支援プロジェクトセミナー」を開催して、その成果を共有する。

(3) 学校現場研修の実施

学校現場での指導経験のない大学教員が学校現場の実態と課題を理解した上で学生の指導にあたる意識を醸成するために、大学と附属学校園が連携して研修実施体制を整備し、附属学校園において学校現場研修を実施する。

(4) 研究力向上に向けた取組

① 研究成果の発信

外部の学会誌や大学紀要等における研究成果の発信とともに、本学教職大学院紀要を毎年度刊行することにより、責任ある研究活動を推進する。併せて、電子データの形で上越教育大学リポジトリにおいてもインターネット上に公開することにより、研究成果をより広く社会に還元する。

② 組織的な支援

本学における特色ある研究を推進し研究水準の向上を図る様々な手立てをとるために、学内に「研究戦略企画室」を設置している。その運用の一環として、大学における研究支援業務の効率化と高度化を目的とした委託事業契約を新潟大学と締結し、全教員に対して、研究関連情報を提供して研究支援を行っている。

③ 教育課程の在り方に関する取組

本学は、各教科等に関わる教育課程の在り方を問うために、「思考力」を育てる：上越教育大学からの提言1」「実践力」を育てる：上越教育大学からの提言2」「思考力」が育つ教員養成：上越教育大学からの提言3」「実践力」が育つ教員養成：上越教育大学からの提言4」「人間力」を考える：上越教育大学からの提言5」を刊行した。今後、これらを刊行する過程において得られた成果を教育課程の内容に反映させていく。

(5) 教職大学院担当教員審査の実施

修士課程から教職大学院へ移行する予定の教員を対象として「大学改革に伴う大学院担当教員審査に係る専門職学位課程担当教員審査基準」を作成し、この基準に基づいて個々の教員の教育研究業績等を審査することにより、教育研究力の質を担保した上で専任教員を決定する。

(6) 理論と実践の往還による教育研究の推進

教職大学院を「実践研究の場」として、またその実践研究を支えるための基盤的研究を継続する「学問探究の場」として位置付け、教員間の協働を通じた授業運営により、理論と実践の往還の手法を用いた教育研究を実施する。特に、教科専門担当教員と教科教育担当教員の協働を推進

する。

(7) プログラムによる教育研究の高度化

学部と教職大学院の連続性を明確化するための「学部・大学院接続推進プログラム（大学院授業科目早期履修）」とともに、教職大学院と大学院連合学校教育学研究科（博士課程）との協働による「研究力向上プログラム」を設定する。これらの2つのプログラムの組合せにより、学部と教職大学院の連続性の他、教職大学院と大学院連合学校教育学研究科（博士課程）の連続性を明確化し、より高い段階における教員養成を推進する。

(8) 大学の附属センターによる教育研究の高度化

本学に設置されている以下の8つの附属センターを活用して、本学教員及び学生が地域の教育関係者等と連携することにより、新たな教育課題に関する理論的・実践的研究を推進する。その研究成果を大学の授業内容に反映させるとともに、連携過程において社会の新たなニーズを把握し、それらのニーズに応じた柔軟な教育研究活動を展開する。

- ① 学校教育実践研究センター : 学校教育の実践に関する教育研究の推進
- ② いじめ・生徒指導研究センター : いじめ・生徒指導等に関する教育研究の推進
- ③ 教科内容先端研究センター : 各教科等の内容に関する教育研究の推進
- ④ 情報メディア教育支援センター : 情報教育に関する教育研究の推進
- ⑤ 特別支援教育実践研究センター : 特別支援教育に関する教育研究の推進
- ⑥ 健康教育研究センター : 健康教育に関する教育研究の推進
- ⑦ 心理教育相談センター : 心理臨床に関する教育研究の推進
- ⑧ 国際交流推進センター : 国際的な学術交流に関する教育研究の推進

16 連携協力校等との連携・実習について

(1) 連携協力校等との連携

本学は、学校実習を円滑に運営するため、本学と近隣4市（上越市・妙高市・糸魚川市・柏崎市）の教育委員会及び校長会によって構成される「学校実習コンソーシアム上越」を平成30年7月に設立し、同コンソーシアムが管轄するすべての小学校・中学校・特別支援学校・教育委員会を連携協力校として活用できる体制を確立している。管轄内の学校数は合計132校に達する。本学附属学校園も公立学校と同様に連携協力校の1つとして活用している。この他、上越市内の高等学校や新潟県内の学校等についても、各学校からの希望により個別に連携することも可能としている。

本学の学校実習は、各連携協力校が抱える課題や取り組んでいる主題等の解決を支援する目的で実施されており、各校から提出される連携・支援希望の内容と、教職大学院専任教員の専門性及び学生が希望する追究課題とを突き合わせてマッチング作業を行い、各学生の実習先を決定している。これにより、各連携協力校の教育課題とリンクしたテーマで学校実習を実施する体制が整っている。

学校実習コンソーシアム上越管轄内の連携協力校等（令和3年4月1日現在）

地域	区分	学校等			
上越市	小学校 (計48校) (全て市立)	大手町小学校	東本町小学校	南本町小学校	黒田小学校
		飯小学校	富岡小学校	稲田小学校	和田小学校
		大和小学校	春日小学校	高志小学校	諏訪小学校

		三郷小学校	戸野目小学校	上雲寺小学校	大町小学校
		高士小学校	八千浦小学校	直江津小学校	古城小学校
		直江津南小学校	北諏訪小学校	保倉小学校	有田小学校
		春日新田小学校	国府小学校	谷浜小学校	高田西小学校
		安塚小学校	浦川原小学校	大島小学校	牧小学校
		柿崎小学校	上下浜小学校	下黒川小学校	大潟町小学校
		南川小学校	大瀧小学校	明治小学校	吉川小学校
		中郷小学校	板倉小学校	豊原小学校	清里小学校
		里公小学校	上杉小学校	美守小学校	宝田小学校
	中学校 (計22校) (全て市立)	城北中学校	城東中学校	城西中学校	雄志中学校
		八千浦中学校	直江津中学校	直江津東中学校	春日中学校
		潮陵中学校	安塚中学校	浦川原中学校	大島中学校
		牧中学校	柿崎中学校	大潟町中学校	頸城中学校
		吉川中学校	中郷中学校	板倉中学校	清里中学校
三和中学校	名立中学校				
教育委員会	上越市教育委員会				
妙高市	小学校 (計8校) (全て市立)	新井小学校	斐太北小学校	新井南小学校	新井北小学校
		新井中央小学校	妙高高原北小学校	妙高高原南小学校	妙高小学校
	中学校 (計3校) (全て市立)	新井中学校	妙高高原中学校	妙高中学校	
	特別支援学校	市立総合支援学校			
	教育委員会	妙高市教育委員会			
糸魚川市	小学校 (計14校) (全て市立)	磯部小学校	能生小学校	南能生小学校	中能生小学校
		木浦小学校	下早川小学校	大和川小学校	西海小学校
		糸魚川東小学校	糸魚川小学校	大野小学校	根知小学校
		田沢小学校	青海小学校		
	中学校 (計4校) (全て市立)	能生中学校	糸魚川東中学校	糸魚川中学校	青海中学校
	特別支援学校	市立ひすいの里総合学校			
教育委員会	糸魚川市教育委員会				
柏崎市	小学校 (計20校) (全て市立)	柏崎小学校	比角小学校	枇杷島小学校	半田小学校
		大洲小学校	剣野小学校	鯨波小学校	榎原小学校
		日吉小学校	荒浜小学校	新道小学校	田尻小学校
		北鯖石小学校	中通小学校	米山小学校	鯖石小学校
		北条小学校	高柳小学校	二田小学校	内郷小学校
	中学校 (計11校) (全て市立)	第一中学校	第二中学校	第三中学校	鏡が沖中学校
		瑞穂中学校	松浜中学校	南中学校	東中学校
		第五中学校	北条中学校	西山中学校	
	教育委員会	柏崎市教育委員会			

附属学校との連携

地域	区分	学校名
上越市	幼稚園	上越教育大学附属幼稚園
	小学校	上越教育大学附属小学校
	中学校	上越教育大学附属中学校

(2) 実習の具体的計画

1) 実習の実施体制

本学の学校実習を地域全体として責任をもって支え、円滑に運営することを目的として、本学と上越市、妙高市、糸魚川市及び柏崎市の4市の教育委員会並びに校長会が協働し、学校実習を組織的に管理する「学校実習コンソーシアム上越」を設置している。コンソーシアムは理事会と企画運営委員会によって構成されており、理事会は4市全体における学生受入れと分担金の運用に関する事項を、また企画運営委員会は、学生と各学校とのマッチング及び全般的コーディネート等に関する事項を、それぞれ審議する。

学内においては、教授会の専門委員会として「学校実習委員会」を設置しており、副学長、各コース等から選出された教員及び附属学校副校園長等で組織し、学校実習の計画、実施等、運営全般について審議を行う。また、学校実習の支援及び危機管理等を行うことを目的として「学校実習・ボランティア支援室」を設置しており、校長経験をもつ特任教授6人が、「実習コーディネーター」として活動している。実習コーディネーターは、特に学生と連携協力校とのマッチングの際に、双方の要望等を丹念に聞きとり、きめ細かな調整を行っているほか、学校実習における様々な状況を把握し、連携協力校からの問い合わせやトラブル等の対応を行うなど、学校実習全般にわたって支援している。

実習は原則として複数の学生がチームを組んで行うが、各チームには連携テーマに即した専任教員がアドバイザーとして付き、チーム及び各学生の活動全般にわたって指導助言を行うほか、随時、連携協力校を訪問して情報を共有し、活動内容の調整を行う。

2) 実習計画の概要

本学の学校実習は、学校現場が抱える課題や取り組んでいる主題等の解決を支援する「学校支援プロジェクト」として実施している。このため、各学校から提出された連携希望内容と、各コース・領域の専門性や特性及び学生の希望する追究課題を突き合わせてマッチング作業を行い、各学生の实習校を決定している。

連携協力校には、追究テーマが一致する複数の学生が、学年や学部新卒学生・現職教員学生の別なくチームを組んで入り、観察や調査等による現状の把握と分析、先行研究の分析検討等に基づき、アドバイザーの指導助言を得ながら改善案を検討する。活動の成果は最終的に「学校支援プロジェクト実践研究」にまとめて連携協力校に報告するとともに、発表の場として「学校支援プロジェクトセミナー」を開催し、広く地域に公開する。

こうした活動により、教員に必要な資質能力を身に付けさせ、それを高度化し、多様な事態に適切に対応しながら教育実践を展開できる能力を育成することが実習のねらいである。特に学部新卒学生については、子ども理解に基づいた授業計画力、授業指導力、授業分析力を、また現職教員学生については、これに加えて指導的立場の教員に必要な優れた資質能力（特に臨床力）を身につけさせることを主なテーマとする。

3) 教育課程との関係

学校実習に関連する授業科目として、「学校支援プロジェクト科目」を全コース（領域）共通で開設する。これは、実習科目「学校支援フィールドワーク」及びコース別選択科目の「学校支援課題探究リフレクション」と「学校支援課題探究プレゼンテーション」（コース・領域（分野）ごとに科目名称は異なる）から構成されている。

実習科目について、学部新卒学生は「学校支援フィールドワークⅠ・Ⅱ（ストレート）」計10単位を履修し、現職教員学生は「学校支援フィールドワークⅠ・Ⅱ（現職）」6単位及び「学校支援フィールドワークⅠ・Ⅱ（特別）」4単位の計10単位を履修する。なお、現職教員としての経験年数や資質を考慮した1年制プログラム受講者は「学校支援フィールドワークⅠ・Ⅱ（現職）」計6単位を免除する。

現職教員学生と学部新卒学生と一緒にチームを組むため、フィールドワークでの活動自体は同一であるが、両者における実習のねらいは、学部新卒学生には自分ができることを求め、現職教員学生には自分ができるだけでなく、他者をサポートできることを求めるなど異なっていることから、別の授業科目となっており、個別計画表には実習者の目標を策定するよう求めている。

コース別選択科目のうち「学校支援課題探究リフレクション」では、現象の理解のための観察や調査方法とその分析方法、根拠に基づく提案のしかた等、実習に出る上での基礎を身につけるとともに、フィールドワークの内容を省察・共有し、改善案の検討を行う。また「学校支援課題探究プレゼンテーション」では、自分たちの取組成果を学校への提案としてまとめ、連携協力校に還元する。これらの授業科目を通じて実習により得られた学修を補強・深化させ、教育実践力の向上を図る。

実習科目の概要

実習科目	対象	目標・内容等	単位等
学校支援フィールドワークⅠ（ストレート） 学校支援フィールドワークⅡ（ストレート）	学部新卒学生	学部段階で教員としての基礎的・基本的な資質能力を習得した教職経験のない学部新卒学生が、連携協力校において履修する実習科目である。即戦力となる新任教員に必要な資質能力を身につけさせ、それを高度化し、適切に対応しながら教育実践を展開できるようにすることが目標である。子ども理解に基づいた授業計画力、授業指導力、授業分析力をテーマとする。	Ⅰ（5単位） M1(6～2月) Ⅱ（5単位） M2(6～2月)
学校支援フィールドワークⅠ（現職） 学校支援フィールドワークⅡ（現職）	現職教員学生	教職経験を有する者又はそれに準ずる社会経験を有すると認められる者が、連携協力校において履修する実習科目である。理論と実践の架橋・往還・融合を図り、指導的立場の教員に必要な優れた資質能力（特に臨床力）を身につけ、それを高度化することが目標である。教育実践や学校運営のリーダーとしての子ども理解に基づいた授業計画力、授業指導力、授業分析力、校務の企画・運営能力をテーマとする。	Ⅰ（3単位） M1(6～2月) Ⅱ（3単位） M2(6～2月)
学校支援フィールドワークⅠ（特別） 学校支援フィールドワークⅡ（特別）	現職教員学生	教職経験を有するもの又はそれに準ずる社会経験を有すると認められるものが、連携協力校において履修する実習科目である。教育現場の状況を的確に把握し、他の教員と協働しながら適切に対応することにより、指導的立場の教員に必要な高度に優れた資質能力（特に協働力）を身につけさせることが目標である。教育実践や学校運営のリーダーとしての	Ⅰ（2単位） M1(6～2月) Ⅱ（2単位） M2(6～2月)

		子ども理解に基づいた授業計画力、授業指導力、授業分析力、校務の企画・運営能力を協働的視点から高めることをテーマとする。	
--	--	---	--

4) 実習の具体的計画

① 連携協力校の決定

各教員は、自身の専門性と学生の希望に基づき連携可能な内容を各学校に提案し、各学校はその中から学校課題等にマッチした提案を選択し、連携希望書を提出する。提出された連携希望書を基に、実習コーディネーターを中心にマッチングの調整作業を行い、学校実習委員会が学生のチーム編成と連携協力校の最終案を作成し、学校実習コンソーシアム上越において決定する。

その後、学生とアドバイザーは連携協力校を訪問し、具体的な活動内容と日程・計画の詳細について協議し決定する。実際の実習は、6月から2月までの期間内に行われ、チームごとに週1日から3日など、日程は柔軟に調整する。

② 学生へのオリエンテーションの内容、方法

入学時にコースごとで行われる新入生オリエンテーションの場で、各コース・領域の教員から、学校実習関連科目のねらい、構成、年間の流れ、サポート体制、チームの構成、危機管理、実習中のマナー等について、学校実習委員会が作成した「学校支援プロジェクトハンドブック」を用いて説明する。

③ 巡回指導計画

実習期間中は、アドバイザーが随時、連携協力校を訪問し、学生の指導及び活動内容の調整を行う。また、コースごとに担当の実習コーディネーター（校長経験を持つ特任教授）を割り振り、実習期間中を通して全ての連携協力校を巡回し、聞き取り等による状況把握を行う。

なお、現職教員学生については、原則として連携協力校で学校実習を行うが、現職教員学生の現任校で実習を行うことも可能としており、その場合は、アドバイザーが現任校へ出向き、学校課題の解決に向けて協働で取り組むこととしている。

学校実習の年間スケジュール

時 期	活動内容等
前年度2月	各学校に連携提案書を送付
4月下旬	各学校から提出された連携希望書を集約
5～6月	連携協力校の決定（マッチング）
6月	学校実習連携協力校等会議
実習開始前	<ul style="list-style-type: none"> ・連携協力校を訪問し、活動内容等について協議（アドバイザー及び実習生） ・実習計画書の作成
随時	<ul style="list-style-type: none"> ・実習開始（チームごとに6月～2月までの範囲内で実習日程を柔軟に調整） ・e-box（デジタルポートフォリオ）への活動の記録（学生） ・連携協力校訪問、e-boxの記録、リフレクション等を通じた学生指導（アドバイザー）
8～12月	リフレクションの実施（コース・領域等单位）
2月	<ul style="list-style-type: none"> ・学校支援プロジェクトセミナー（成果発表会） ・実習報告書の提出（学生）

	・成績評価（アドバイザー）
--	---------------

④ 学生へのフィードバック、アドバイスの方法、実習後の報告書の提出等

学生は、日々の活動記録をデジタルポートフォリオ（e-box）に書き込む。書き込み内容はアドバイザーも閲覧でき、e-boxを活用して個別の実習計画と日々の活動状況を把握し、指導・助言を行うことができる。

学校実習と並行して、学生はコース別選択科目「学校支援課題探究リフレクション」と「学校支援課題探究プレゼンテーション」（コース・領域（分野）ごとに科目名称は異なる）を履修する。学校支援課題探究リフレクションは主に活動内容の省察、学校支援課題探究プレゼンテーションは主に、活動成果のまとめと発表を扱うが、これらの機会を通じて、アドバイザーは学生への指導助言を行う。またこれらの科目では定期的にコース・領域の教員と学生が一堂に会して経過報告を行う機会を設定しており、ここでは多様な専門領域からの質問や助言を受け、新しい視野から学びを深める機会となっている。

実習終了後、学生はe-boxの活動記録を出力し、連携協力校の担当教諭の確認を経て、報告書としてアドバイザーに提出する。さらに、チームごとに実習の取組や成果等をまとめ、「学校支援プロジェクト実践研究」として全連携協力校に配付するとともに、「学校支援プロジェクトセミナー」を開催して、連携協力校や関係教育機関に向けて成果を発表する。

5) 連携協力校との連携体制と方法

① 大学と実習施設との緊急連絡体制

学校実習で発生したトラブルは各チームのアドバイザーが担当するが、緊急時や複雑なトラブルなどには、学校実習・ボランティア支援室が初期対応を行い、担当部署等に引き継ぐ。なお、実習中に学生がかかわる事故及びトラブルが発生した場合には、連携協力校の危機管理マニュアルに従って対応する。

② 連携協力校での指導者の配置状況

各連携協力校において実習担当教諭が選任され、アドバイザーと協働して学生の指導に当たる。

③ 実習前、実習中、実習後等における連携協力校との調整・連絡等

実習開始前に、アドバイザーと学生は、連携協力校を訪問し、具体的な活動内容や日程等の詳細について協議し、決定する。

また、実習期間を通して、アドバイザーが随時、連携協力校を訪問し、活動内容の調整を図るほか、実習コーディネーターが各連携協力校を巡回し、状況把握を行う。

実習後、学校実習コンソーシアム上越企画運営委員会が、各連携協力校から当該年度の反省点や課題、次年度に向けての要望等を取りまとめ、大学に報告する。大学では、学校実習委員会を中心として対応・改善策を検討し実施に移す。

6) 単位認定等評価方法

アドバイザーが、実習前の個別計画、実習後の報告、レポートに加え、連携協力校を訪問し、実習態度、実習の成果等について担当教諭と情報交換を行い、「即応力」、「臨床力」、「協働力」の3つの観点から総合的に評価する。

学校実習委員会は、総合評価の原案について審議・承認し、単位認定を行う。

上越教育大学大学院
設置の趣旨等を記載した書類

参考資料

資料 1	上越教育大学 大学改革プラン全体イメージ	1
資料 2	学校実習コンソーシアム上越	2
資料 3	上越教育大学 学部・大学院接続推進プログラム（大学院授業科目 早期履修）	3
資料 4	教職大学院における「修了要件区分及び単位数」	4
資料 5	標準学生の履修スケジュール	5
資料 6	大学間連携協定・覚書締結状況	8
資料 7	上越教育大学大学院専門職学位課程教育課程連携協議会設置要項	9
資料 8	大学改革に伴う大学院担当教員審査の取扱い	10
資料 9	令和 2 年度教職大学院認証評価について	12

上越教育大学 令和4年度大学改革（案）

地域における学校教育の持続可能な発展に貢献する教員養成系総合拠点大学の構築

本学の使命

学校教育に係る諸科学の研究を推進するとともに、教育者としての使命感と教育愛に支えられた豊かな教養、高い学識及び優れた技能を合わせ備えた有為の教育者を養成する。

大学院学校教育研究科の目的

学校教育に関する理論と応用を教授研究し、広い視野に立つ精深な学識を受け、教育にたずさわる者の使命と熱意に応え、その研究研鑽を推進するとともに、初等中等教育の場において教育研究を創造的に推し進めることのできる能力と高度な実践的指導力を備えた有為の教育者を養成する。

教職大学院（専門職学位課程）：教育実践高度化専攻

改革の基本方針

- 1 多様な教育人材の協働による教員養成
- 2 新たな教育課題に対応するための教職大学院の充実
- 3 地域に根ざした大学院教育の充実
- 4 大学間連携による教員養成
- 5 学部教育との連続性

【改組の概要】

教科領域に関する教育研究機能の強化、教科横断的・複合領域的教育の充実、特別支援教育をはじめとする発達支援に関する教育研究機能の強化、現職教員を対象とした養成・研修機能の強化、学部教育と大学院教育の更なる連続性の明確化を図り、教員養成・研修機能の全体的底上げを図るとともに、連携協力校における開放制の教員養成の支援や、地域における学校教育の持続可能な発展に貢献するための地方における教員養成の在り方を示す。

修士課程：教育支援高度化専攻

改革の基本方針

- 1 多様な教育人材の養成
- 2 新たな教育課題に対応するための修士課程の改組
- 3 地域に根ざした大学院教育の充実

【改組の概要】

学校現場において重要性が強く指摘されている課題に関連して、心理臨床に関わる心の健康や豊かさに加え、発達面や心理面での困難さに関する教育研究機能の強化を図ることにより、チーム学校の一員として課題の解決に貢献できる学校教育を支える教育支援人材を養成する。

学校教育を支える
教育人材養成
における協働

輩出する人材像

- ① 学校教育に関する高度な専門的知識と教育実践力を備え、学校現場における即戦力となるとともに、将来的には学校内での教員のリーダーとして、Society5.0時代に生きる児童生徒の教育の推進において中心的な役割を果たしていくことができる新人教員
- ② 現職教員学生を対象として、学級経営、授業経営、生徒指導、特別支援教育、外国人児童生徒への対応など、学校現場にみられる重要な諸課題や、Society5.0時代において生じる新たな課題の解決に向けて、学校を牽引することができる高度な専門性を備えたミドルリーダーや管理職となる教員
- 学校やその周辺領域（保健医療、福祉、司法・犯罪、産業・労働）において、公認心理師や臨床心理士として、心の健康や豊かさに関して幅広く対応できる高度な専門的知識と臨床実践力を備え、学校との連携の中で子どもたちの心理的サポートに携わることができる教育支援人材

学校実習コンソーシアム上越

学校現場とWin-Winの関係を構築しながら、それぞれの機関が責任を持って学校実習を行えるようにするために教育委員会、校長会、本学でコンソーシアム(協同事業体)を設立しました。

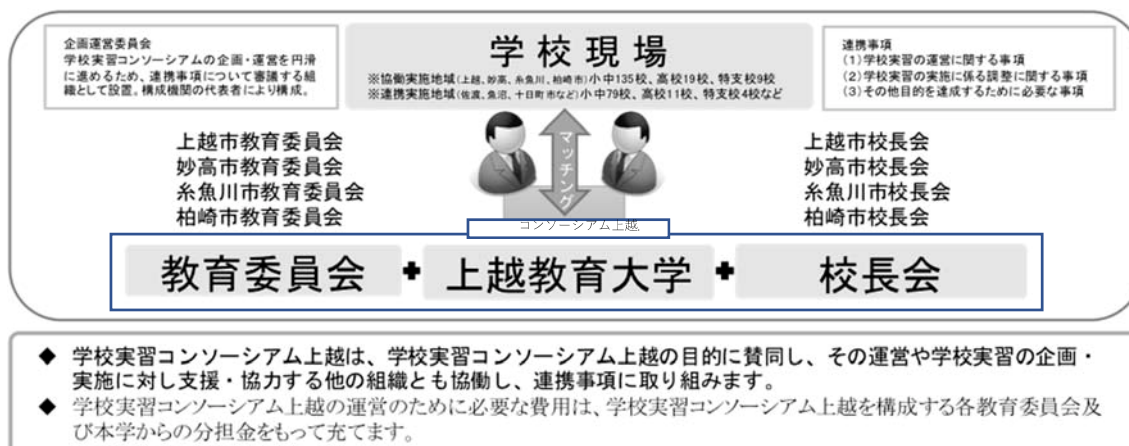
(1) 目的

本学と教育委員会及び校長会は、次世代の教員をこの地で育てようという意識を共有し、本学が実施する大学院における学校実習を組織的に管理することで、真に実質化された実習として円滑な実施を図ることを目的としています。

(2) 経緯

平成31(2019)年度の大学改革に伴い、大学院の学校実習は、多くの大学院生(最大600名)が学校現場に入ることから、本学と上越近隣4市の教育委員会及び校長会が協働し、責任をもって学校実習を地域で支える体制整備を行いました。そのための鍵となるのが学校実習コンソーシアム上越です。学校実習コンソーシアム上越は「大学と学校現場とのマッチング」及び「大学と学校現場とのコーディネート」を行い、学校実習を円滑に実施するための機関として設置しました。

(3) 概念図



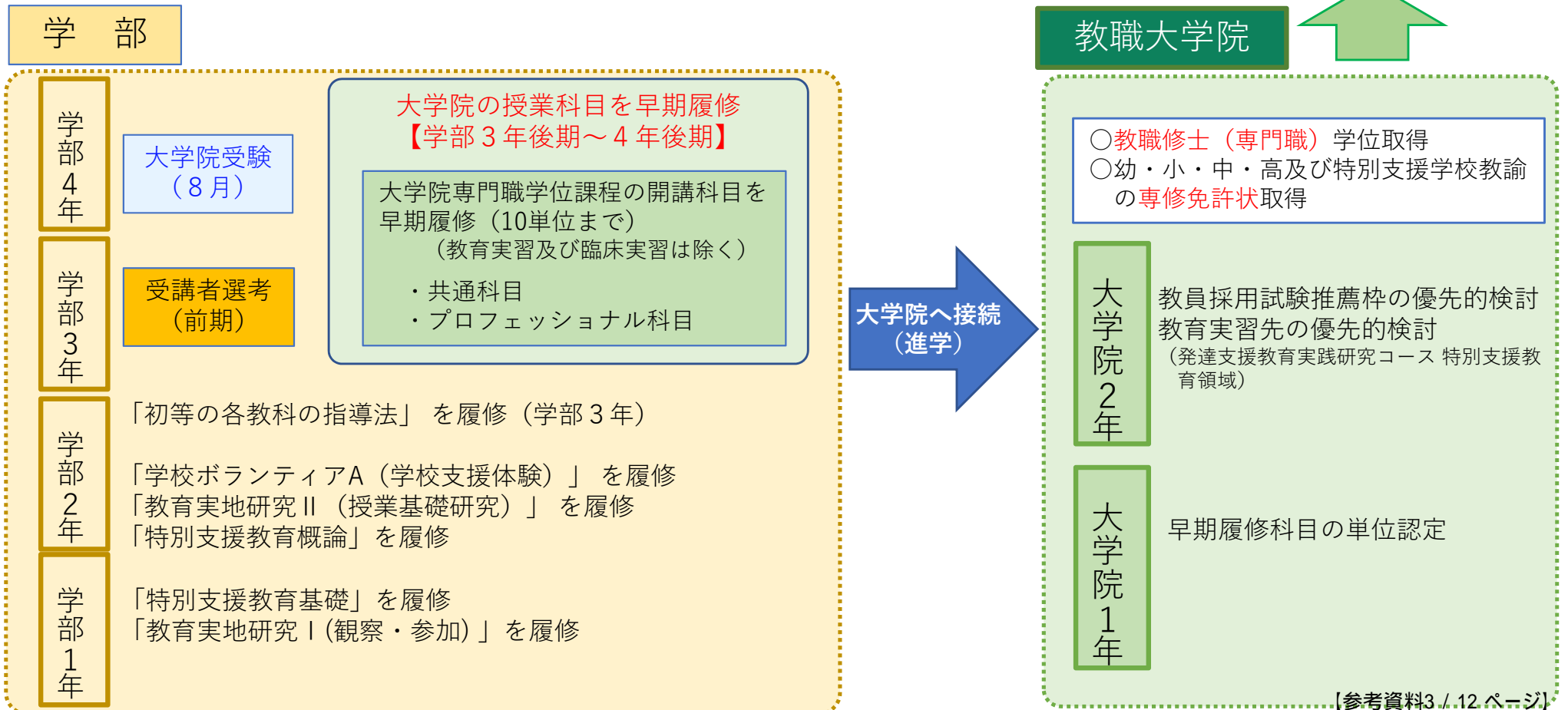
上越教育大学 学校教育学部 学部・大学院接続推進プログラム（大学院授業科目早期履修）

- ◇ 学部段階で大学院科目を履修することにより、プログラムを受講した学生は、進学後はより深い学びができます。
- ◇ 学部から教職大学院への連続性が高められ、大学が輩出していく学生の資質の向上に大きく貢献できます。
- ◇ 学部から教職大学院にかけて、特別支援教育に関する学修を段階的に発展させることができます。

受講
対象者

学部卒業後に大学院専門職学位課程（教職大学院）への進学を希望する、成績優秀な上越教育大学の学部学生。
なお、受講対象者となった者のうち、学部卒業時に教員採用試験に合格した場合は、そのまま就職することも可能。

☆これからの学校教育の中心的役割を果たすことができる高度な専門性を備えたスクールリーダーとして教壇へ
☆博士課程に進学した後、教壇へ



教職大学院における「修了要件区分及び単位数」

区分	授業科目の領域	単位	摘 要
共通科目	教育課程の編成及び実施に関する科目	16	各領域に設定した必修科目（5科目10単位）を含み、全授業科目の領域にわたり16単位以上を修得するものとする。 ただし、教育経営プロフェッショナル育成プログラム（1年制）の履修を許可された者については、学級経営及び学校経営に関する科目4単位を含み、全科目領域にわたり12単位以上を修得するものとする。
	教科等の実践的な指導方法に関する科目		
	生徒指導及び教育相談に関する科目		
	学級経営及び学校経営に関する科目		
	学校教育と教員の在り方に関する科目		
コース別 選択科目	プロフェッショナル科目 学校教育実践研究に関する科目 教科教育・教科複合実践研究に関する科目 発達支援教育実践研究に関する科目	20	学校支援フィールドワークに連動する「学校支援課題探究リフレクション2科目8単位」及び「学校支援課題探究プレゼンテーション2科目2単位」を標準とするが、コース・領域（分野）により、それぞれ2科目4単位以上又は2科目2単位以上で構成し、所属するコースに開設されるプロフェッショナル科目と合わせて20単位以上（教育経営プロフェッショナル育成プログラム（1年制）の履修を許可された者については、24単位以上）を修得するものとする。
	学校支援プロジェクト科目		
	学校支援課題探究リフレクション 学校支援課題探究プレゼンテーション		
実習科目	学校支援フィールドワーク	10	全コース（領域）共通とし、10単位を修得するものとする。 ただし、1年制プログラムの履修を許可された者については、実習科目のうち、6単位分の履修を免除する。
計		46	

標準学生の履修スケジュール

学校教育実践研究コース（現職院生，学卒院生）

修了要件46単位の修得 + 学修成果報告書の審査

履修年次 科目区分	1年次		2年次	
	前期	後期	前期	後期
共通科目 (16単位)	【共通科目】			
コース別 選択科目 (20単位)	【プロフェッショナル科目】 ・学校教育実践研究に関する科目			
実習科目 (10単位)	【学校支援プロジェクト科目】 ・学校支援課題探究リフレクションⅠ ・学校支援課題探究プレゼンテーションⅠ		・学校支援課題探究リフレクションⅡ ・学校支援課題探究プレゼンテーションⅡ	
	・学校支援フィールドワークⅠ		・学校支援フィールドワークⅡ	

標準学生の履修スケジュール

教科教育・教科複合実践研究コース（現職院生，学卒院生）

履修年次 科目区分	1年次		2年次	
	前期	後期	前期	後期
共通科目 (16単位)	【共通科目】			
コース別 選択科目 (20単位)	【プロフェッショナル科目】 ・教科教育・教科複合実践研究に関する科目			
実習科目 (10単位)	【学校支援プロジェクト科目】 ・学校支援課題探究リフレクションⅠ ・学校支援課題探究プレゼンテーションⅠ		・学校支援課題探究リフレクションⅡ ・学校支援課題探究プレゼンテーションⅡ	
	・学校支援フィールドワークⅠ		・学校支援フィールドワークⅡ	

修了要件46単位の修得 + 学修成果報告書の審査

標準学生の履修スケジュール

発達支援教育実践研究コース（現職院生，学卒院生）

履修年次 科目区分	1年次		2年次	
	前期	後期	前期	後期
共通科目 (16単位)	【共通科目】			
コース別 選択科目 (20単位)	【プロフェッショナル科目】 ・発達支援教育実践研究に関する科目			
実習科目 (10単位)	【学校支援プロジェクト科目】 ・学校支援課題探究リフレクションⅠ ・学校支援課題探究プレゼンテーションⅠ		・学校支援課題探究リフレクションⅡ ・学校支援課題探究プレゼンテーションⅡ	
	・学校支援フィールドワークⅠ		・学校支援フィールドワークⅡ	

修了要件46単位の修得 + 学修成果報告書の審査

大学間連携協定・覚書締結状況

○協定・覚書締結大学等一覧

令和3年3月16日現在

NO	大学名	都道府県	協定締結日	覚書締結日
1	新潟県立看護大学	(上越市)	平成22年7月2日	平成30年8月1日
2	秋田公立美術大学	秋田県	平成28年3月29日	平成30年7月9日
3	日本大学商学部	東京都	平成28年4月1日	平成30年12月26日
4	新潟工科大学	(柏崎市)	平成29年1月31日	平成30年6月1日
5	金沢学院大学	石川県	平成29年12月27日	平成30年4月25日
6	中部学院大学	岐阜県	平成30年6月21日	平成30年6月21日
7	国際武道大学	千葉県	平成30年7月2日	平成30年7月2日
8	札幌国際大学	北海道	平成30年7月9日	平成30年7月9日
9	新潟産業大学	(柏崎市)	平成30年7月11日	平成30年7月11日
10	富山国際大学	富山県	平成30年7月24日	平成30年7月24日
11	新潟青陵大学	(新潟市)	平成30年7月26日	平成30年7月26日
12	八戸学院大学	青森県	平成30年7月31日	平成30年7月31日
13	女子栄養大学	埼玉県	平成30年8月27日	平成30年8月27日
14	都留文科大学	山梨県	平成30年9月5日	平成30年9月5日
15	長野大学	長野県	平成30年9月7日	平成30年9月7日
16	長岡大学	(長岡市)	平成30年9月11日	平成30年9月11日
17	松本大学	長野県	平成30年9月13日	平成30年9月13日
18	長岡技術科学大学	(長岡市)	平成30年9月21日	平成30年9月21日
19	新潟国際情報大学	(新潟市)	平成30年10月11日	平成30年10月11日
20	共愛学園前橋国際大学	群馬県	平成30年10月15日	平成30年10月15日
21	新潟経営大学	(加茂市)	平成30年10月16日	平成30年10月16日
22	信州大学	長野県	平成30年10月19日	—
23	足利大学	栃木県	平成30年10月30日	平成30年10月30日
24	白鷗大学	栃木県	平成30年11月5日	平成30年11月5日
25	名古屋芸術大学	愛知県	平成30年11月14日	平成30年11月14日
26	愛知県立芸術大学	愛知県	平成30年11月28日	平成30年11月28日
27	中部大学	愛知県	平成30年12月1日	平成30年12月1日
28	長岡造形大学	(長岡市)	平成30年12月3日	平成30年12月3日
29	東京女子体育大学	東京都	平成30年12月4日	平成30年12月4日
30	敬和学園大学	(新発田市)	平成30年12月11日	平成30年12月11日
31	横浜美術大学	神奈川県	平成30年12月12日	平成30年12月12日
32	東北生活文化大学	宮城県	平成30年12月19日	平成30年12月19日
33	文教大学	東京都	平成30年12月25日	平成30年12月25日
34	東北文教大学	山形県	平成31年2月21日	平成31年2月21日
35	新潟県立大学	(新潟市)	平成31年4月1日	平成31年4月1日
36	秋田県立大学	秋田県	平成31年4月1日	平成31年4月1日
37	埼玉工業大学	埼玉県	令和元年5月22日	令和元年5月22日
38	長岡工業高等専門学校	(長岡市)	令和元年5月28日	令和元年5月28日
39	金沢星稜大学	石川県	令和元年6月25日	令和元年6月25日
40	名桜大学	沖縄県	令和元年7月1日	令和元年7月1日
41	山梨県立大学	山梨県	令和元年7月2日	令和元年7月2日
42	広島工業大学	広島県	令和元年7月3日	令和元年7月3日
43	新潟薬科大学	(新潟市)	令和元年7月8日	令和元年7月8日
44	高崎健康福祉大学	群馬県	令和元年7月30日	令和元年7月30日
45	相模女子大学	神奈川県	令和元年8月1日	令和元年8月1日
46	北陸学院大学	石川県	令和元年8月1日	令和元年8月1日
47	尚美学園大学	埼玉県	令和元年8月23日	令和元年8月23日
48	群馬県立女子大学	群馬県	令和元年10月1日	令和元年10月1日
49	サレジオ工業高等専門学校	東京都	令和元年11月25日	令和元年11月25日
50	椋山女学園大学	愛知県	令和元年12月7日	令和元年12月7日
51	清泉女学院大学	長野県	令和2年1月10日	令和2年1月10日
52	長野県立大学	長野県	令和2年2月5日	令和2年2月5日
53	福井工業大学	福井県	令和2年9月10日	令和2年9月10日
54	和洋女子大学	千葉県	令和3年3月5日	令和3年3月5日
55	東京工業高等専門学校	東京都	令和3年3月16日	令和3年3月16日

○上越教育大学大学院専門職学位課程教育課程連携協議会設置要項

(令和元年5月31日学長裁定)

(設置)

第1条 上越教育大学に上越教育大学大学院専門職学位課程教育課程連携協議会(以下「連携協議会」という。)を置く。

(目的)

第2条 連携協議会は、専門職大学院設置基準(平成15年文部科学省令第16号)第6条の2第1項の規定に基づき、学校教育・教育行政機関等(以下「教育機関等」という。)との連携により、大学院専門職学位課程の教育課程を編成し、円滑かつ効果的に実施することを目的とする。

(審議事項)

第3条 連携協議会は、次の各号に掲げる事項を審議し、学長に意見を述べるものとする。

- (1) 教育機関等との連携による授業科目の開設その他の教育課程の編成に関する基本的な事項
- (2) 教育機関等との連携による授業の実施その他の教育課程の実施に関する基本的な事項
- (3) 前2項に掲げる事項の実施状況の評価に関する事項

(組織)

第4条 連携協議会は、次の各号に掲げる者(以下「委員」という。)をもって組織する。

- (1) 学長が指名した副学長
- (2) 学長が指名した教員若干人
- (3) 学校現場又は教育行政機関等において学校教育に関する業務に従事している者であって、その実務に関し豊富な経験を有するもの若干人
- (4) 新潟県教育委員会から選出された者若干人
- (5) 新潟市教育委員会から選出された者若干人
- (6) その他学長が必要と認める者若干人

(議長等)

第5条 連携協議会に議長を置き、前条第1号の委員をもって充てる。

2 連携協議会に副議長を置き、議長が委員のうちから指名する。

3 副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるときは、その職務を代行する。

(開催方法)

第6条 連携協議会は、原則として「新潟県教育委員会、新潟市教育委員会及び国立大学法人上越教育大学との連携推進協議会」に合わせて開催するものとする。

(委員以外の者の出席)

第7条 議長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を連携協議会に出席させ、意見を述べさせることができる。

(事務の処理)

第8条 連携協議会に関する事務は、経営企画課及び教育支援課において処理する。

(細則)

第9条 この要項に定めるもののほか、連携協議会の運営に関し必要な事項は、連携協議会が別に定める。

附 則

この要項は、令和元年5月31日から施行する。

大学改革に伴う大学院担当教員審査の取扱い

(令和 2 年 5 月 22 日 学長裁定)

令和 4 年度の大学改革後の教育組織（以下「新教育組織」という。）に係る大学院担当教員審査については、下記のとおり取り扱うものとする。

記

1 審査対象

大学院の研究指導及び授業科目を担当する全教員

2 審査手順

学長が指名した副学長、教務委員会委員長、各学系長及び各専攻長で構成する大学院担当教員審査会を設置し、当該審査会において一括して審査の上、教授会及び教育研究評議会の審議を経て学長が決定する。

なお、審査の過程において、自身の審査案件には関与しないものとする。

また、教授会における審議において投票は行わないものとする。

3 審査方法

(1) 新教育組織においても現在と同一の課程を担当する教員については、当該教員の専門性をもって新教育組織において研究指導及び授業科目を担当するため、審査を簡略化し、当該教員の専門分野及び現在の担当授業科目と新教育組織における担当予定授業科目との整合性等について審査・確認を行うものとする。

(2) 現在修士課程を担当している教員で、新教育組織において専門職学位課程の担当となる教員については、別に定める審査基準に基づき審査を行うものとする。

(3) 上記(1)及び(2)にかかわらず、新教育組織において担当する課程と異なる課程の授業科目を担当するため、授業科目担当適格者「可」の審査を行う場合は、当該教員の研究業績、教育業績及びその他の業績等を勘案し、審査を行うものとする。

4 審査日程（予定）

令和 2 年 7 月 専門職学位課程担当教員審査基準の制定

9 月 大学院担当教員審査会において審査

10 月 教授会において審議（判定）

11 月 教育研究評議会において審議（判定）

教授会において判定結果の報告

5 その他

上記 4 の審査後に、昇任・採用等に伴い大学改革前の教育組織に係る大学院担当教員審査を受ける教員については、当該審査の際に上記 3 (1) 及び(2) と同様の審査方法により新教育組織に係る大学院担当の審査を併せて行うものとする。

大学改革に伴う大学院担当教員審査に係る専門職学位課程担当教員審査基準

(令和2年7月8日学長裁定)

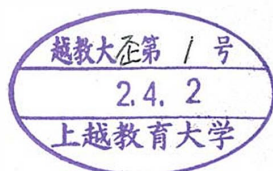
令和4年度の大学改革により、修士課程担当から専門職学位課程担当となる教員に係る大学院担当教員審査については、下記の審査基準に基づき審査を行うものとする。

1. 評価基準

区 分	業 績	ポ イ ン ト	備 考	
学術研究業績	A論文相当の業績	1編あたり 15ポイント	・原則として日本学術会議協力学術研究団体の学会が発行する、査読制度が明記されている雑誌に掲載された学術研究論文。海外雑誌においては、査読制度が明記されている雑誌に掲載された学術研究論文・ISBNを持つ執筆者が10頁程度以上の学術的な著書 ・音楽・美術・保健体育において、原則として、国際的・全国的・専門的・公的な機関における実技・作品発表および資格	
	B論文相当の業績	1編あたり 5ポイント	・大学の紀要等に掲載された学術研究論文及びこれに相当する著書等 ・音楽・美術・保健体育において、A論文相当に該当しない実技・作品発表および資格	
	学会発表	1件あたり 2ポイント	助教のみ適用	
	外部資金獲得	代表者又は単独者:3ポイント 分担者:2ポイント	同上	
実践研究業績	A論文相当の業績	1編あたり 15ポイント	・原則として日本学術会議協力学術研究団体の学会が発行する、査読制度が明記されている雑誌に掲載された実践研究論文。海外雑誌においては、査読制度が明記されている雑誌に掲載された実践研究論文・ISBNを持つ執筆者が10頁程度以上の学術的な著書 ・音楽・美術・保健体育において、原則として、国際的・全国的・専門的・公的な機関における実技・作品発表および資格	
	B論文相当の業績	1編あたり 5ポイント	・大学の紀要等に掲載された実践研究論文及びこれに相当する著書等 ・音楽・美術・保健体育において、A論文相当に該当しない実技・作品発表および資格	
	学会発表	1件あたり 2ポイント	助教のみ適用	
	外部資金獲得	代表者又は単独者:3ポイント 分担者:2ポイント	同上	
実務経歴業績	実務経歴	①教諭(常勤の講師・常勤の非常勤講師を含む。)	1年あたり 2ポイント	常勤の非常勤講師とは、週当たり3日以上勤務した者とする。
		②常勤の非常勤講師と判断されない場合の非常勤講師経歴	1年あたり 1ポイント	
		③校長、副校長、教頭	1年あたり 4ポイント	
		④国・都道府県(政令指定都市を含む。)の課長・主幹・指導主事・管理指導主事(それと同等の職階)以上の職	1年あたり 4ポイント	
		⑤国の調査官・視学官以上	1年あたり 6ポイント	
	研修指導等	⑥市町村レベル以上の教育委員会・研修センター・研修団体等の事業における指導・講演・講習・研修企画経験(役員経験を含む。)等	1回あたり 2ポイント	
		⑦自身が勤務する学校以外の校内研修(附属小・附属中での指導者も含む。)における指導・講演等	1回あたり 2ポイント	1校あたり2ポイントを上限とし、総ポイントは10ポイントを超えないものとする。
		⑧教員免許状更新講習会、認定講習等(学校図書館司書教諭講習を含む。)における講義担当	1回あたり 3ポイント	
	委員会	⑨市町村レベルにおける委員会の委員	1年あたり 2ポイント	
		⑩県レベル・国レベルにおける委員会の委員	1年あたり 4ポイント	
		⑪コミュニティスクール・学校運営協議会等の外部委員(学識経験者等)	1年あたり 2ポイント	
		⑫全国学力・学習状況調査に関する委員会委員	1年あたり 1ポイント	
	実践的開発・改善	⑬主たる開発者として携わった経験(研究代表又は直接的にシステムのデザインや開発に携わった経験)	1件あたり 4ポイント	海外、国、都道府県、市町村の教育委員会・研修センター・研修団体等の事業において効果をあげた業績を対象とする。
		⑭従たる開発者として携わった経験	1件あたり 2ポイント	
	その他	⑮大学入試センター試験の出題委員	1年あたり 3ポイント	
		⑯文部科学省が実施する教員資格認定試験の業務	1件あたり 2ポイント	
		⑰教育職員免許状取得	1件あたり 3ポイント	
⑱児童・生徒対象の出前講座・公開講座等の実施		1回あたり 1ポイント		
⑲スクールカウンセラー又はそれに準ずる職		1年あたり 2ポイント		
⑳検定教科書の編集委員		1年あたり 1ポイント		
㉑実習指導(保育実習指導を含む。)		1科目あたり 1ポイント	助教のみ適用 学校現場等の実習先において指導した場合に限る。	
㉒大学教員学校現場研修(大学教員初任者研修を含む。)		50時間実施 1ポイント 75時間実施 2ポイント 100時間実施 3ポイント		
㉓わくわく大学デーの授業者		1回あたり 1ポイント		
㉔全国レベル以上又はそれに相当する機関における芸術・スポーツ・言語の審査・審判・指導		1回あたり 3ポイント		
㉕上記以外の機関における芸術・スポーツ・言語の審査・審判・指導	1回あたり 2ポイント			

2. 判定基準

上記評価基準により算出されたポイントの合計数が100ポイント以上であり、かつ、2つ以上の区分において業績を有する者について、専門職学位課程における教育研究上の指導能力の有無を総合的に判断する。



教評価第 1 号
令和 2 年 4 月 1 日

上越教育大学長
川崎 直哉 殿

一般財団法人教員養成評価機構
理事長 田村 哲夫



令和 2 年度教職大学院認証評価について

令和元年度一般財団法人教員養成評価機構評価委員会（第 3 回）において、貴大学から申請のありました標記の件について、当機構において実施することが決定しましたので通知いたします。

【問合せ先】

〒184-8501 東京都小金井市貫井北町 4-1-1
東京学芸大学内

一般財団法人教員養成評価機構事務局

小勝・谷田部・井村

Tel:042-329-7860 Fax:042-329-7889

E-mail: hyokajimu@iete.jp